

平成27年度第1回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

次 第

- 日時 平成27年8月24日（月）
午前10時00分～
- 会場 宇都宮市役所 14階
14A会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出について・・・・・・・・資料1
- 5 諮問・・・・・・・・資料2
- 6 議事
 - ・宇都宮市一般廃棄物処理基本計画の改定について・・・・・・・・資料3
 - ・現行計画の評価と課題について・・・・・・・・資料4～資料5
 - ・改定計画の基本理念・基本方針（案）および施策体系（案）について
・・・・・・・・資料6～資料9
- 7 その他
- 8 閉会

【配布資料】

| | |
|------------------------------|--------|
| 宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋） | 資料 1 |
| 諮問書（写） | 資料 2 |
| 「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の改定について | 資料 3 |
| 現行ごみ処理基本計画の評価と課題について | 資料 4 |
| 現行生活排水処理基本計画の評価と課題について | 資料 5 |
| ごみ処理基本計画の基本理念・基本方針（案）について | 資料 6 |
| ごみ処理基本計画の施策体系（案）について | 資料 7 |
| 生活排水処理基本計画の基本理念・基本方針（案）について | 資料 8 |
| 生活排水処理基本計画の施策体系（案）について | 資料 9 |
| | |
| 現行ごみ処理基本計画の取組状況 | 参考資料 1 |
| ごみ処理基本計画の実績 | 参考資料 2 |
| 現行生活排水処理基本計画の取組状況 | 参考資料 3 |
| 生活排水処理基本計画の実績 | 参考資料 4 |
| 市民・事業者アンケートの調査結果 | 参考資料 5 |

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
(平成26年7月1日～平成28年6月30日)

(平成27年8月24日現在)

敬称略, 区分ごとの50音順

| No. | 氏名 | 役職等 | 区分 |
|-----|--------|----------------------|----------|
| 1 | 岡本 芳明 | 宇都宮市議会議員 | ①市議会議員 |
| 2 | 久保井 永三 | 宇都宮市議会議員 | |
| 3 | 黒子 英明 | 宇都宮市議会議員 | |
| 4 | 篠崎 圭一 | 宇都宮市議会議員 | |
| 5 | 中塚 英範 | 宇都宮市議会議員 | |
| 6 | 狐塚 貴博 | 作新学院大学准教授 | ②学識経験者 |
| 7 | 出口 明子 | 宇都宮大学准教授 | |
| 8 | 枝野 悦子 | 宇都宮市地域婦人会連絡協議会 | ③各種団体代表者 |
| 9 | 大手 弘子 | 富士見が丘生活学校 | |
| 10 | 島田 弘二 | 宇都宮市自治会連合会 | |
| 11 | 伴 マサ | 宇都宮市消費者友の会 | |
| 12 | 安部 博士 | 株式会社ヨークベニマル御幸ヶ原店店長 | ④事業者 |
| 13 | 石島 孝夫 | 株式会社かましん総務部長 | |
| 14 | 上野 すみ子 | 宇都宮市商店街連盟理事 | |
| 15 | 小瀧 隆義 | 公益社団法人宇都宮青年会議所理事 | |
| 16 | 佐瀬 敦 | 株式会社東武宇都宮百貨店代表取締役副社長 | ⑤廃棄物処理業者 |
| 17 | 阿部 欣文 | 宇都宮文化センター株式会社代表取締役社長 | |
| 18 | 熊本 範章 | いずみ産業株式会社代表取締役専務 | ⑥公募委員 |
| 19 | 滝沢 千春 | 市民公募 | |
| 20 | 村上 和男 | リサイクル推進員 | |

宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の組織）

第 13 条 条例第 16 条第 1 項に規定する宇都宮市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 事業者
- (5) 廃棄物処理業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（平 6 規則 6・追加）

（審議会の運営）

第 14 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(写)

資料 2

宮ご減第 270 号
平成 27 年 8 月 24 日

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会会長 様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(環境部ごみ減量課扱)

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について (諮問)

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画について、宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

(諮問理由)

本市においては、平成23年9月に策定した現行計画に基づき、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めているところです。

このような中、ごみ排出量の推移、施策の効果、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるとともに、新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要があります。

また、生活排水処理についても、施設の整備、接続率の状況、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるとともに、効率的かつ適切な污水处理施設の整備や運営管理手法の選定を行う必要があります。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき本計画を改定するもので、計画改定にあたり、一般廃棄物の減量化施策や適正処理に関して、本審議会の意見を求めます。

「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の改定について

1 背景・目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項で策定が規定されている一般廃棄物処理における市のマスタープランであり、概ね5年ごとに改定することとされている。

本市においては、平成23年9月に策定した「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R施策の実施等によるごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理を進めているところである。

このような中、国において「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）が策定され、2R（発生抑制、再使用）の取組み強化や有用金属の回収など新たな方向性が示された。

本市においては、ごみの減量化・資源化に取り組んできたところであるが、ごみ排出量の推移、施策の効果、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるとともに、「宇都宮市一般廃棄物処理施設基本構想」（平成25年3月策定）などに基づく新たな中間処理施設、最終処分場の整備や既存施設の長寿命化など効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要がある。

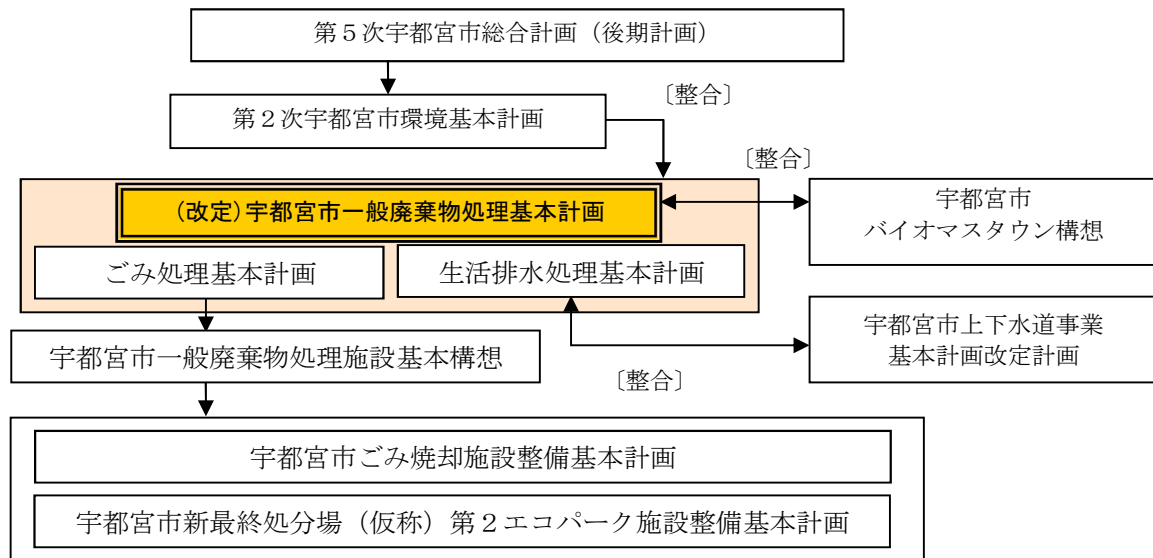
また、生活排水処理についても、生活排水処理率等の向上に取り組んできたところであるが、施設の整備、接続率の状況、国の方針や社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しが必要であるほか、污水处理を所管する3省（国交省、農水省、環境省）が連携して作成した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月策定）や「新下水道ビジョン」で示された、今後10年程度での污水处理施設の整備完了を目指すとともに、長期的な視点から、効率的な改築・更新や運営管理手法の検討などが、求められている。本市においても、効率的かつ適切な污水处理施設の整備や運営管理手法の選定が必要とされている。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、長期的な視点に基づき現行計画の改定を行うものである。

2 計画の位置付け

本市における一般廃棄物処理基本計画は、第5次宇都宮市総合計画や第2次宇都宮市環境基本計画を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画とも整合を図るとともに、本計画を基に毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画により、ごみ減量・資源化や生活排水の適正処理を進めていくものである。

図1 計画の位置付け



3 計画期間

平成28年度から平成42年度までの15年間

一般廃棄物処理基本計画策定指針により概ね5年ごとに改定(平成25年6月 環境省通知)

4 検討内容

(1) ごみ処理基本計画

国の方針や他関連計画との整合を図り、現行計画の評価、市民・事業者アンケート調査等を踏まえ、ごみ処理の新たな目標値の設定や、効果的なごみ減量化・資源化施策について検討する。

(2) 生活排水処理基本計画

国の方針や他関連計画との整合を図り、本市の生活排水処理施設の整備に関する基本方針及び新たな目標値の設定について検討する。

5 スケジュール

- | | | |
|-------|-----|--------------------------------------------------|
| 平成27年 | 8月 | 廃棄物減量等推進審議会【諮問】 (現行計画の実績と評価, 基本理念・基本方針, 施策体系) |
| | 11月 | 廃棄物減量等推進審議会【審議】 (素案の作成) |
| | 12月 | パブリックコメントの実施 |
| 平成28年 | 2月 | 廃棄物減量等推進審議会【答申】 |
| | 3月 | 計画策定・公表 |

現行ごみ処理基本計画の評価と課題について

1 現計画の実績と評価

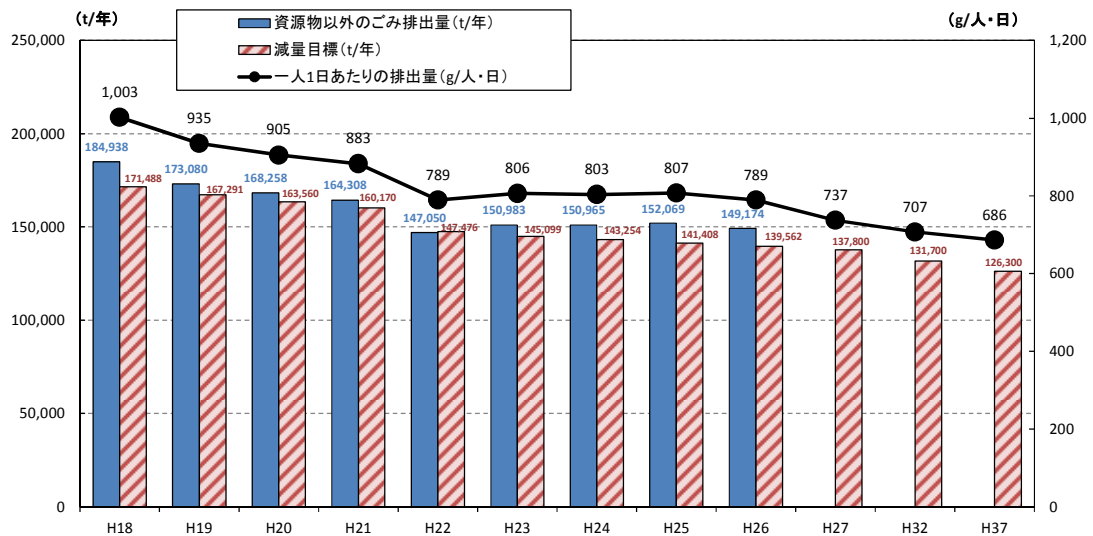
(1) ごみ排出量の実績

現ごみ処理基本計画における、基本目標である「資源物以外のごみ排出量」の実績及び目標値の推移は以下のとおりであった。

「資源物以外のごみ排出量」は、現計画年度の初年度である平成23年度に、それまでの減少傾向から増加に転じており、平成25年度まで微増で推移した後、平成26年度に再び減少している。目標値比では、平成26年度実績で、約6.9%（9,612t/年）増加しており、目標を達成できていない状況である。

また、原単位である「市民一人1日あたりの排出量」についても、平成23年度に増加に転じた後、平成25年度にかけてほぼ横ばい（806～807g/人日）で推移し、平成26年度に再び減少したものの、目標値比では、平成26年度実績で約5.6%増加しており、目標を達成できていない状況である。他自治体との比較においては、「市民一人1日あたりの排出量（資源物以外）」の実績が、中核市41市中9位（平成26年度）となっている。

図1 資源物以外のごみ排出量の実績及び目標値



| | | 実績値 | | | 目標値 (現計画) | | | | |
|------------------|------|-------------|-------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| | | H12年度 ※1 | H22年度 ※1 | H26年度 (実績) | H26年度 (目標) | H27年度 (短期目標) | H32年度 (中期目標) | H37年度 (長期目標) | |
| 人口 | 人 | 486,649 | 510,416 | 517,696 | 511,684 | 512,193 | 510,425 | 504,478 | |
| 排出量 (資源物以外※2) | t | 180,517 | 147,050 | 149,174 | 139,562 | 137,800 | 131,700 | 126,300 | |
| | 家庭系 | t | 107,754 | 103,404 | 104,268 | 98,294 | 97,065 | 91,896 | 87,420 |
| | 事業系 | t | 72,763 | 43,646 | 44,907 | 41,268 | 40,652 | 39,804 | 38,880 |
| 一人1日当たり 排出量 | g/人日 | 1,016 | 789 | 789 | 747 | 737 | 707 | 686 | |

※1:平成12年度:目標値の基準年度,平成22年度:現計画の策定年度

※2:資源物以外(焼却ごみ・不燃ごみ・危険ごみ・粗大ごみ)

表1 宇都宮市及び中核市（平均）のごみ排出量実績

| | | | H22 | H23 | H24 | H25 |
|--------------------|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 宇都宮市 | 人口 | (人) | 506,788 | 513,019 | 517,577 | 518,422 |
| | ごみ総排出量 | (t) | 184,755 | 187,654 | 201,544 | 188,368 |
| | 1人当たりごみ排出量※2 | (g/人日) | 998.8 | 999.4 | 1,066.8 | 995.5 |
| | 家庭系ごみ | (g/人日) | 755.8 | 757.7 | 809.2 | 749.9 |
| | 事業系ごみ | (g/人日) | 243.0 | 241.7 | 257.6 | 245.6 |
| | リサイクル率 | (%) | 19.5 | 18.6 | 18.1 | 19.0 |
| 中核市 (45市 平均) | 人口 | (人) | 403,464 | 403,296 | 406,760 | 406,424 |
| | ごみ総排出量 | (t) | 147,324 | 148,351 | 148,189 | 146,712 |
| | 1人当たりごみ排出量※2 | (g/人日) | 1,016.9 | 1,023.1 | 1,017.5 | 1,008.1 |
| | 家庭系ごみ | (g/人日) | 703.7 | 706.6 | 699.7 | 690.7 |
| | 事業系ごみ | (g/人日) | 313.2 | 316.5 | 317.8 | 317.3 |
| | リサイクル率 | (%) | 19.8 | 19.8 | 19.6 | 19.6 |

※1:資料) 環境省:「一般廃棄物処理実態調査結果」

※2:資源物含む

(2) 施策の取組状況【参考資料1】

27の取組中、15の取組は、「成果が認められる」と評価したところであり、現計画全体で概ね順調に進捗しているものと考えられる。

「一部成果が認められる」の評価にとどまった取組（11事業）は以下のとおり。

【発生抑制事業】

- ・分別強化推進事業
- ・もったいない生ごみ減量推進事業
- ・生ごみの水切り励行
- ・もったいないレジ袋削減推進事業
- ・エコショップ等認定事業
- ・事業系ごみ減量化推進事業

【資源化事業】

- ・5種13分別による資源化推進事業（分別強化推進事業）
- ・生ごみの資源化事業
- ・剪定枝の資源化事業
- ・民間主導による生ごみ資源化事業
- ・商店街等による資源化の促進事業

また、「成果が認められる」と評価しており、取組みは順調に進捗しているものの、改定計画においても、継続して取組んでいく事業は以下のとおり。

【ごみ処理】

- ・5種13分別の継続
- ・高齢化を踏まえた収集の検討
- ・中間処理施設の維持管理
- ・最終処分場の維持管理

(3) ごみ排出量の変動要因

ごみ排出量の実績値が、計画値に対して上回った主な要因として、下記の通り分析する。

[要因（発生抑制）] もったいない生ごみの増加

焼却ごみにおいて、厨芥類の割合が最も多く、その中でも賞味・消費期限の切れた「もったいない生ごみ」が50%以上に増加している状況であることから、排出量増加の大きな要因の一つであると推測される。

[要因（資源化）] 資源ごみの焼却ごみ等への混入

【家庭系】

- ・資源化可能な紙類の割合が高いまま、ほとんど横ばいで推移しており、市民による分別精度の向上が十分でない状況である。
- ・資源化可能な繊維類の割合が高くなっており、市民による分別精度の向上が十分でない状況である。

【事業系】

- ・資源化可能な紙類の割合が減少しており、事業者における一定の分別精度の向上が見られるものの、依然として割合が高く、分別精度の更なる向上の余地がある。

表2 家庭系及び事業系焼却ごみの組成調査結果

単位 (%)

| | 家庭系 | | | 事業系 | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H19 | H22 | H25 | H20 | H23 | H25 |
| 厨芥類 | 44.57 | 44.50 | 36.95 | 24.29 | 16.34 | 31.83 |
| 資源化可能紙類 | 14.73 | 14.48 | 15.00 | 22.29 | 30.40 | 19.40 |
| 資源化不可紙類 | 8.82 | 9.89 | 8.54 | 22.32 | 22.33 | 23.27 |
| 木類 | 6.95 | 8.89 | 10.24 | 6.24 | 3.07 | 9.13 |
| 資源化可能繊維類 | 3.73 | 3.71 | 8.47 | 2.24 | 2.88 | 2.69 |
| 資源化不可繊維類 | 1.09 | 0.65 | 1.82 | 0.40 | 0.80 | 0.00 |
| プラスチック製容器包装 | 10.85 | 8.39 | 7.79 | 15.36 | 13.31 | 8.37 |
| その他 | 9.26 | 9.49 | 11.19 | 6.86 | 10.87 | 5.31 |
| 計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

[要因（その他）] 経済活動の活発化

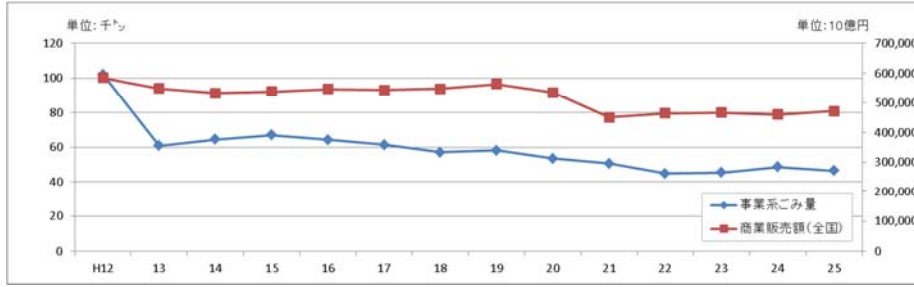
平成20年頃の経済の冷え込みから、経済活動や雇用が回復基調に変化したことから、市民・事業者ともにごみの排出量が増加したことが想定される。

経済の活動状況とごみ排出量の相関関係を示すものとして、平成12年度以降の事業系ごみ排出量の推移と各種活動量指標との相関関数を表4に示す。消費者物価指数や商業販売額等の複数の指標において、相関が強いと言われる0.7以上の値を示しており、事業系ごみの排出量と経済活動との関連性が認められる結果となっている。

表3 事業系ごみと各種活動量指標の相関分析結果

| 指標 | 項目 | 相関係数 (全国) | 相関係数 (栃木県) | 相関係数 (宇都宮市) |
|------|----------------|--------------|---------------|----------------|
| 経済指標 | GDP(名目) | 0.81 | 0.77 | 0.64 |
| | 消費者物価指数 | 0.63 | 0.64 | 0.73 |
| 商業 | 商業販売額(卸売業+小売業) | 0.87 | 0.85 | 0.76 |

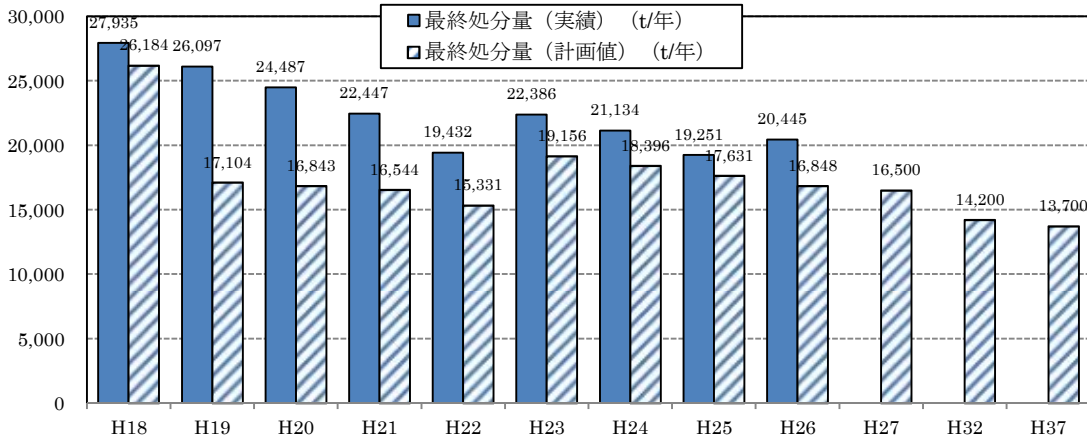
図2 事業系ごみ排出量(宇都宮市)と商業販売額の推移



(4) 最終処分量の実績

最終処分量の実績及び目標値の推移は以下のとおりであった。ごみの減量効果を反映し、国の基本方針と整合するために、現計画では、最終処分量を基本目標値として目標を定めたが、いずれの年度も目標値を達成できていない状況である。平成26年度実績についても、処分量が前年度比で約5%増加し、目標値比では約21.5%上回っている。

図3 最終処分量の実績及び目標値



| | 実績値 | 目標値(現計画) | | | | | | |
|-------|-----|----------------|--------|---------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | H12年度 (基準年) | H22年度 | H26年度 (実績) | H26年度 (目標) | H27年度 (短期目標) | H32年度 (中期目標) | H37年度 (長期目標) |
| 最終処分量 | t/年 | 25,387 | 19,432 | 20,445 | 16,848 | 16,500 (約35%減) | 14,200 (約44%減) | 13,700 (約46%減) |

(5) 最終処分量の変動要因

計画値に対し、最終処分量の実績値が増加した主な要因として、下記の通り分析する。

[要因①] ごみの総排出量の増加

ごみの総排出量が想定より増加したことに伴い、最終処分量も増加した。

[要因②] 焼却灰による埋立

震災後の放射性物質対処特措法に基づく処理基準を遵守するため、当初の埋立計画に変更が生じ、熔融前の減容化していない焼却灰で埋め立てる必要があったことから、熔融スラグ生産量を抑制した。

[要因③] 熔融スラグの利用量

有効利用を見込んでいた熔融スラグの利用量が需要見込みを下回った。

表4 ごみ搬入量及び熔融スラグ生産量等 [t/年]

| | | H26年度(実績値) | H26年度(目標値) |
|------------|-------|------------|------------|
| ごみ搬入量 | | 157,523 | 152,251 |
| 溶 融 スラグ | 生 産 量 | 3,529 | 6,385 |
| | 有効利用量 | 1,551 | 3,847 |

※広域及び東横田清掃工場汚泥焼却灰・エコパーク板戸脱水汚泥含む

表5 最終処分量 [t/年]

| | H26年度(実績値) | H26年度(目標値) |
|---------------|------------|------------|
| 焼 却 灰 | 9,268 | 5,165 |
| 飛 灰 | 5,112 | 5,171 |
| そ の 他 (不燃残渣等) | 6,121 | 6,321 |
| 熔融スラグ | 2,084 | 2,538 |
| 総量(覆土除く) | 22,585 | 19,195 |
| 計画値との差 | 3,390 | |

※広域及び東横田清掃工場汚泥焼却灰・エコパーク板戸脱水汚泥含む

(6) アンケート調査結果について【参考資料5】

市民・事業者アンケート調査の集計結果より、市民・事業者のごみに関する意識の主な傾向は以下のとおり。

【市民アンケート】

| 調査内容 | 傾向 | 回答結果【抜粋】 |
|----------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3Rの取組み状況 | ・分別に対する市民の協力度は非常に高い | ・ごみの分別を徹底している(89.3%) ・生ごみの水切りを実施(86.5%) ・必要なもの以外は買わない(85.1%) |
| 資源物の分別協力度 | | ・びん・缶類(95.6%) ・ダンボール(93.7%) ・ペットボトル(93.1%) |
| ごみの関心事項 | ・分別や排出方法に対する関心は高い ・2Rに対する関心は低い | 【関心度が高い事項】 ・ごみの分別(76.0%) ・ごみの出し方(48.3%) 【関心度が低い事項】 ・フリーマーケットやリサイクルショップ(7.8%) ・剪定枝の資源化(5.5%) |
| ごみに関する情報収集手段 | ・市の発行冊子や自治会回覧からの情報収集が多い | ・市広報紙(67.6%) ・分別冊子(60.7%) ・自治会回覧(57.7%) |
| 施策・事業の認知度 | ・一部の事業において認知度が低い | 【認知度が低い事業】 ・リサイクル推進員制度(33.4%) ・エコショップ認定制度など(18.9%) |
| 3R推進のために取組むべきと思われる事項 | ・分別徹底の普及啓発の充実が必要との意見が多い | ・ごみの分別徹底のための普及啓発の充実(63.1%) ・不用品の再生利用の推進(39.2%) ・生ごみの分別収集(25.7%) |

【事業者アンケート】

| 調査内容 | 傾向 | 回答結果【抜粋】 |
|-----------------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業ごみの排出状況 | ・1割前後の事業者がごみSTへの排出を行っている | ・ごみステーションに排出 [生ごみ:9.7%] [OA・コピー用紙:8.2%] [ペットボトル:12.3%] |
| ごみの減量やリサイクルの取組における問題点 | ・労力面やコスト面からの問題を挙げる事業者が多い | ・分別に対する労力(30.77%) ・処理に要するコスト(18.97%) ・機密書類が多く減量が難しい(13.85%) |
| ごみやリサイクルに関する情報収集方法 | ・収集運搬業者などから情報収集している事業者が多い | ・収集運搬業者やリサイクル業者から(46.67%) ・市広報紙(41.03%) ・市ホームページ(27.18%) |
| ごみ減量化推進のために必要と思うこと | ・ごみに関する更なる情報の充実や新たな取組のニーズが高い | ・業種別の減量方法を示したマニュアルの配布(40.51%) ・ごみ減量を行った事業者の処理料金が安価になる仕組みづくり(31.28%) ・リサイクル拠点(集積所)の整備(21.54%) |

2 課題

現行計画の実績・取組状況やアンケート結果及び、社会情勢などから、計画改定にあたり配慮すべき課題は、以下のとおりとなる。

(1) 3Rの取組

ア 発生抑制

【家庭系】

- (ア) 「リデュース（発生抑制）」の取組強化
 - ・より実効性のある事業手法について検討する必要がある。
- (イ) 「リユース（再使用）」の取組強化
 - ・リユースに対する市民の意識を高める取組について検討する必要がある。

【事業系】

- (ア) 事業系ごみの適正処理の徹底
 - ・事業系ごみの排出実態を踏まえた適正処理のための指導體制等について検討する必要がある。
- (イ) 事業系ごみの発生抑制の取組強化
 - ・事業者や関係団体と連携した実効性のある事業手法について検討する必要がある。
 - ・発生抑制に対する事業者の意識を高める取組について検討する必要がある。

【共通】

- (ア) ごみの分別協力度・分別精度の向上（発生抑制）
 - ・市民や事業者の分別協力と分別精度の更なる向上に向けた、効果的な啓発方法について検討する必要がある。
 - ・情報の行届きにくい市民・事業者への、各種情報の周知方法について検討する必要がある。

イ 資源化

【家庭系】

- (ア) 地域特性や費用対効果などを踏まえた最適な資源化施策の構築
 - ・市民負担や収集効率等に配慮した剪定枝や紙製容器包装の資源化手法及び新たな資源化施策について検討する必要がある。

【事業系】

- (ア) 民間主導による資源化の促進
 - ・資源化に対する事業者の動機や意識を高める取組について検討する必要がある。

【共通】

- (ア) ごみの分別協力度・分別精度の向上（資源化）
 - ・資源化可能な紙類、繊維類などの分別を促進するための施策について検討する必要がある。

(2) ごみ処理

- (ア) 社会情勢を踏まえた、ごみ収集方法の検討
 - ・今後の社会情勢（人口減少や少子高齢化）を踏まえながら、新たな施策等に対応した収集方法を検討する必要がある。
- (イ) 安定的なごみ処理・処分体制の整備
 - ・焼却処理量及び最終処分量の低減を図りながら、中間処理施設及び最終処分場の計画的な整備を推進する必要がある。

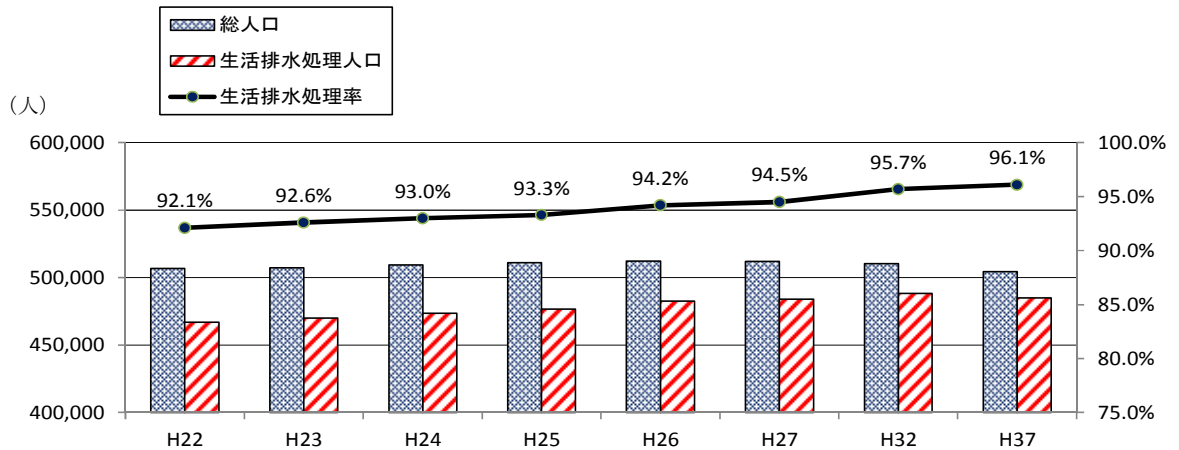
現行生活排水処理基本計画の評価と課題について

1 現計画の実績と評価

(1) 生活排水処理施設^{※1}の整備等

生活排水処理基本計画における、生活排水処理率の実績及び目標値の推移と生活排水処理施設整備等の目標と実績については、以下のとおりであった。

図1 生活排水処理率の実績及び目標値



| | 実績値 | | | (参考) | 目標値等 (現計画) | | | |
|--------------------------------|----------|---------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------|
| | H22 年度 | H25 年度 | H26 年度 (実績) | H26 年度 (目標等) | H27 年度 (短期目標) | H32 年度 (中期目標) | H37 年度 (長期目標) | |
| 総人口 (人) | 506,829 | 511,183 | 512,361 | 511,684 | 512,193 | 510,425 | 504,478 | |
| 生活排水処理率の目標 ^{※2} (%) | 92.1 | 93.3 | 94.2 | 94.2 | 94.5 | 95.7 | 96.1 | |
| 接続目標 ^{※3} (%) | 公共下水道 | 91.5 | 92.4 | 93.3 | 92.5 | 92.6 | 93.3 | 93.8 |
| | 農業集落排水施設 | 79.5 | 82.0 | 83.0 | 87.7 | 89.7 | 94.8 | 100.0 |
| 整備目標 (%) | 公共下水道 | 94.2 | 94.1 | 94.3 | 96.9 | 97.3 | 98.6 | 100.0 |
| | 合併処理浄化槽 | 61.0 | 72.2 | 74.4 | 81.7 | 86.1 | 100.0 | 100.0 |
| 公共用水域水質 (BOD 値) の見通し (mg/l) | 1.78 | 1.70 | 1.51 | 1.62 | 1.58 | 1.46 | 1.39 | |

※1 生活排水処理施設・・・公共下水道，農業集落排水施設，地域下水処理施設，合併処理浄化槽をいう。

※2 生活排水処理率・・・ $\frac{\text{生活排水処理人口}}{\text{総人口}} \times 100$
全ての生活排水処理施設で処理されている人口

※3 接続目標 (接続率)・・・ $\frac{\text{処理人口}}{\text{区域内人口}} \times 100$
公共下水道，農業集落排水施設で処理されている人口

(2) し尿・浄化槽汚泥量の見通し

し尿浄化槽汚泥量の目標等と実績については、以下のとおりであった。

| | 実績値 | | | (参考) | 目標値等 (現計画) | | |
|----------------------------|--------|--------|----------------|----------------|------------------|------------------|------------------|
| | H22 年度 | H25 年度 | H26 年度 (実績) | H26 年度 (目標) | H27 年度 (短期目標) | H32 年度 (中期目標) | H37 年度 (長期目標) |
| し尿・浄化槽汚泥排出量 の見通し (kℓ/日) | 111.2 | 104.1 | 102.5 | 96.2 | 93.8 | 83.6 | 76.4 |

(3) 施策の取組状況【参考資料3】

10事業の取組中、7事業の取組は「成果が認められる」と評価したところであり、現計画全体で概ね順調に進捗している。

「一部成果が認められる」の評価にとどまった取組(3事業)は以下のとおり。

【整備目標】

- ・公共下水道事業
- ・浄化槽整備事業

【接続目標】

- ・農業集落排水事業

また、「成果が認められる」と評価しており、取組は順調に進捗しているが、改定計画においても、公共下水道への接続やし尿・浄化槽汚泥処理計画の取組は、継続して実施する。

(4) 実績に対する評価

○ 生活排水処理率の目標

生活排水処理率については、農業集落排水施設と合併処理浄化槽の処理人口が伸び悩んでいるものの、公共下水道への接続世帯数及び処理人口が増加し、目標を達成した。

○ 生活排水処理施設の接続目標

公共下水道の接続率については、戸別訪問の実施に加え、施工前からの接続義務の説明などの接続促進を継続的に行うことにより目標を達成した。

農業集落排水施設の接続率については、未接続の世帯を対象に、戸別訪問などの接続促進の実施により、接続率は増加したが、目標を達成することはできなかった。要因としては、経済的な理由や、既に浄化槽による水洗化がなされ、接続することへの意欲が低いことなどが考えられる。

○ **生活排水処理施設の整備目標**

公共下水道の整備率については、整備面積は増加したものの、目標を達成することはできなかった。要因としては、整備に関連する土地区画整備事業の進捗状況や特定財源の減少などが考えられる。

合併処理浄化槽の整備率については、住宅の新築に伴う整備は進んでいるものの、目標を達成することはできなかった。要因としては、経済的な理由や、既に単独処理浄化槽により水洗化がされており、合併処理浄化槽への転換に対する動機づけが弱いことなどが考えられる。

○ **公共用水域水質の見通し**

公共用水域水質の BOD 値については、ほとんどの調査地点で水質は改善傾向にある。

○ **し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し**

し尿・浄化槽汚泥の量については、し尿量は減少しているものの、見通しの数値を上回った。要因としては、公共下水道の整備率等が目標を下回ったことなどが考えられる。

(5) 市民アンケート調査等結果について【参考資料5】

市民アンケート調査等の集計結果（別紙）より、市民の生活排水に関する意識の主な傾向は以下のとおり。

【市民アンケート】

| 調査内容 | 傾向 |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活排水の処理方法 | 現在の排水処理がわからない（2.8%）、無回答（5.8%）など、自宅の排水処理方法を理解していない人がいる状況である。 |
| 生活排水処理の必要性 | 必要だと思わない（1.8%）、無回答（25.5%）など、生活排水処理や環境保全に関する意識が周知徹底されていない。 |
| 生活排水の適正処理への課題 | 経済的な問題（30.0%）が課題として高い割合である他、今のままで困らない（23.7%）の回答も多く、公共下水道への接続や合併処理浄化槽に転換することへの意識が低い状況である。 |

2 課題

生活排水の処理に関する国県の動向や、現行計画の実績・取組状況から、計画改定にあたって配慮すべき課題は、以下のとおりとなる。

(1) 生活排水処理施設の整備及び接続の更なる推進

ア 公共下水道事業における整備の推進

- ・事業計画区域内の整備を推進するため、特定財源の確保が必要である。
- ・土地区画整理事業等と連携するなど、効率的に整備が必要である。

イ 農業集落排水施設への接続の促進

- ・環境保全の理解を深めるよう意識向上の強化が必要である。
- ・戸別訪問や広報等の手法を検討し、普及・啓発の強化が必要である。
- ・接続の促進に向けて、効果的な支援の検討が必要である。

ウ 合併処理浄化槽への転換の促進

- ・環境保全の理解を深めるよう意識向上の強化が必要である。
- ・行政支援のあり方や整備手法の検討が必要である。
- ・戸別訪問や広報等の手法を検討し、普及・啓発の強化が必要である。

エ 生活排水処理施設の効率的な運営管理

- ・老朽化による施設の耐用年数を踏まえ、改築・更新を検討する必要がある。
- ・効率的な運営管理に向けて、施設の統廃合などの検討が必要である。
- ・浄化槽の適正管理に向けた対応が必要である。

(2) し尿・浄化槽汚泥等の処理

ア し尿の収集運搬体制及びし尿等の下水道施設における一体処理の推進

- ・市全域のし尿収集運搬を業務委託化することにより、将来のし尿量の減少に向けた、安定的な収集運搬体制を確立する必要がある。
- ・下水との一体処理実施には、下水道施設敷地内に施設の整備が必要となる。
- ・引き続き安定した最終処分が必要である。

ごみ処理基本計画の基本理念・基本方針（案）について

1 基本理念について

【改定計画の基本理念（案）】

宇都宮市では、美しいふるさとやかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくため、低炭素社会・自然共生社会に配慮した、循環型社会の形成に向けて取り組んでいます。

このような中、今後迎える少子・高齢化による人口減少社会においては、より効率的で持続可能な社会システムを構築していくことが望まれます。そのためにも、これまで以上に市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、協力し合い、「もったいない」のこころを大切にしながら、より一層の循環型社会の形成を目指す必要があります。

このため、次期ごみ処理基本計画においても、低炭素社会・自然共生社会に配慮しながら、持続可能な循環型社会の形成を目的として、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念(案)】

わたしたち一人ひとりが主役となって、持続可能な循環型社会を形成します。

2 基本方針について

基本理念の実現を目指して、改定計画では、以下に示す3つの基本方針を設定します。

【改定計画の基本方針（案）】

基本方針 1 ごみの発生抑制の促進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、生産・販売・購買・消費・廃棄といった一連の経済活動の各段階で、ごみの発生抑制の取組を促進し、処理・処分すべきごみを可能な限り減らしていきます。

基本方針 2 適正な資源循環利用の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、円滑な資源回収が行える仕組みをつくり、環境負荷にも配慮しつつ、ごみの減量、資源としての利用を推進していきます。

基本方針 3 最適な処理・処分体制の整備

循環型社会の形成を踏まえ、中間処理・最終処分の各段階で、資源化を含めた最適な処理・処分が行える体制を確保します。処理・処分体制については、安定的で安全な処理を基本とし、環境負荷の低減やコストに配慮するとともに、新たな施策と併せて最適な整備を行っていきます。

ごみ処理基本計画の施策体系（案）について

1 ごみ処理基本計画の施策体系（案）

ごみ処理基本計画における施策体系を基本方針に沿った形で検討する。

まず、基本方針に基づき、基本方針を実現するための柱となる基本施策について、以下の通り整理し、それぞれの基本施策に個別事業を分類する。

なお、改定計画においては、基本方針に基づき、実施施策を検討するものとし、各基本方針において、短期施策や中長期施策を立案していく。

また、各基本施策において、必要に応じて、新規施策案の検討や施策の統廃合などを検討していく。[個別事業(イメージ)を含めた、改定計画の施策体系（案）を表1に示す。]

■基本方針 1 ごみ発生抑制の促進

基本施策 1－1 発生抑制の促進

基本施策 1－2 再使用の推進

基本施策 1－3 普及啓発の実施

【方針の位置付け】

ごみ排出から処理・処分の一連の流れで、上流側に位置する発生を抑制するための方針である。発生抑制を進めるための 2R (Reduce, Reuse) に係る施策を中心とする。

■基本方針 2 適正な資源循環利用の推進

基本施策 2－1 分別の徹底

基本施策 2－2 資源循環利用の推進

基本施策 2－3 民間活用による資源化の推進

【方針の位置付け】

発生抑制で減量しきれずに排出されたごみは徹底的に分別して、資源物としての再生利用 (Recycle) を進めていくための方針である。これらに係る施策 (①分別徹底, ②行政主導による資源化, ③民間を活用する資源化) を中心とする。

■基本方針 3 最適な処理・処分体制の整備

基本施策 3－1 収集運搬体制の整備推進

基本施策 3－2 処理・処分施設の維持管理及び整備の推進

基本施策 3－3 ごみ適正処理の推進

【方針の位置付け】

域内で排出されたごみを適切に処理処分するための体制の整備を進めていく方針である。収集運搬 (計画), 中間処理 (計画), 最終処分 (計画) と全体に係るその他の施策も含めて、市の処理処分体制の整備を図るための施策を中心とする。

表1 ごみ処理基本計画施策体系(案)

| 基本方針 | 基本施策 | 事業番号 | 個別事業【イメージ】※ |
|------------------------|--------------------------------|------|-------------------------|
| 基本方針1 ごみ発生抑制の促進 | 基本施策1-1 発生抑制の促進 | 1 | 生ごみの水切り励行 |
| | | 2 | もったいないレジ袋削減推進事業 |
| | | 3 | 家庭ごみ有料化の調査・研究 |
| | | 4 | 事業系ごみ減量化推進事業 |
| | 基本施策1-2 再使用の推進 | 5 | 衣類再利用の推進 |
| | | 6 | 粗大ごみの再生品販売事業 |
| | | 7 | リユース品の利用促進 |
| | 基本施策1-3 普及啓発の実施 | 8 | もったいない生ごみ減量化推進事業 |
| | | 9 | 環境教育支援事業 |
| | | 10 | エコショップ等認定事業 |
| | | 11 | 事業系ごみの搬入指導強化 |
| 基本方針2 適正な資源循環利用の推進 | 基本施策2-1 分別の徹底 | 12 | 分別強化推進事業 |
| | | 13 | リサイクル推進員活動支援事業 |
| | | 14 | 5種13分別による資源化推進事業 |
| | | 15 | 拠点回収事業の拡充 |
| | 基本施策2-2 資源循環利用の推進 | 16 | 生ごみの資源化事業 |
| | | 17 | 廃食用油の資源化事業 |
| | | 18 | 剪定枝の資源化事業 |
| | | 19 | レアメタルの資源化事業 |
| | | 20 | インクカートリッジの資源化促進事業 |
| | 基本施策2-3 民間活用による資源化の推進 | 21 | 資源物集団回収推進事業 |
| | | 22 | 民間主導による生ごみ資源化事業 |
| | | 23 | 商店街等による資源化の促進事業 |
| 基本方針3 最適な処理・処分体制の整備 | 基本施策3-1 収集運搬体制の整備推進 | 24 | ごみステーションの維持管理への支援 |
| | | 25 | 適正な収集運搬体制の維持(5種13分別の継続) |
| | | 26 | 高齢化を踏まえた収集の検討 |
| | 基本施策3-2 処理・処分施設の維持管理及び整備の推進 | 27 | 中間処理施設の整備拡充 |
| | | 28 | 中間処理施設の維持管理 |
| | | 29 | 最終処分場の整備拡充 |
| | | 30 | 最終処分場の維持管理 |
| | 基本施策3-3 ごみ適正処理の推進 | 31 | きれいなまちづくりの推進 |
| | | 32 | 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 |
| | | 33 | 災害廃棄物への対応 |

※個別事業は構成イメージであり、現行計画から抽出しています。個別事業の具体的内容については、別途検討し、改めて協議致します。

生活排水処理基本計画の基本理念・基本方針（案）について

1 基本理念について

【改定計画の基本理念（案）】

宇都宮市には、鬼怒川をはじめとする21の一級河川に加え、準用河川や多くの普通河川があり、市域をおおむね北から南に貫流しています。

これまで進めてきた生活排水処理施設の整備や工場排水の規制により、市内河川の水質は、改善傾向にあります。依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水などによる水質汚濁が見られます。また、河川の水質を向上させることは本市だけでなく、下流の自治体の住民にも有益です。

今後、迎える少子・高齢化による人口減少社会においても生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道や農業集落排水への接続や合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進していくことで良好な水環境が確保され、市民が「快適に暮らせるまち」の実現を目指し、次のように掲げます。

【基本理念(案)】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

2 基本方針について

基本理念の実現を目指して、改定計画では、以下に示す2つの基本方針を設定します。

【改定計画の基本方針（案）】

基本方針 1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境の改善や公共用水域の水質改善に向け、施設の効率的な運営管理を検討するとともに、事業の経済性や地域特性を踏まえた整備手法を検討することにより、生活排水処理施設を計画的に整備完了することを目指します。

基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、適正に収集運搬し、下水道施設において一体的に処理するため、本市の実情に即した効果的・効率的な処理方法について、継続的に検討します。

生活排水処理基本計画の施策体系（案）について

1 生活排水処理基本計画の施策体系（案）

生活排水処理基本計画における施策体系を基本方針に沿った形で検討する。

まず、基本方針に基づき、基本方針を実現するための柱となる基本施策について、以下の通り整理し、それぞれの基本施策に個別事業を分類する。

なお、改定計画においては、基本方針に基づき、実施施策を検討するものとし、各基本方針において短期施策や中長期施策を立案していく。

また、各基本施策において、必要に応じて、新規施策案を作成し、事業を推進していく。〔個別事業（イメージ）を含めた、改定計画の施策体系（案）を表1に示す。〕

■基本方針 1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

基本施策 1-1 生活排水処理施設の整備推進

基本施策 1-2 生活排水処理施設への接続促進

基本施策 1-3 生活排水処理施設の適正管理

【方針の位置付け】

生活排水処理施設の整備を推進していくための方針である。効率的な運営管理及び整備目標の達成に向けた施策とする。

■基本方針 2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

基本施策 2-1 安定的な収集運搬

基本施策 2-2 効果的・効率的な中間処理

基本施策 2-3 安定した最終処分

【方針の位置付け】

発生するし尿・浄化槽汚泥の適正な処理を行うための方針である。適正な処理を行うために必要な施策とする。

表 1 生活排水処理基本計画施策体系（案）

| 基本方針 | 基本施策 | 事業 番号 | 個別事業【イメージ】※ |
|-----------------------------------------|-------------------------------|----------|---------------------------|
| 基本方針1 生活排水処理施設 整備の推進と効率 的な運営管理 | 基本施策1-1 生活排水処理施設の整備 推進 | 1 | 公共下水道の整備推進 |
| | | 2 | 合併処理浄化槽の整備推進 |
| | | 3 | 合併処理浄化槽整備に関する支援制度の検討 |
| | | 4 | 合併処理浄化槽への転換を促す周知啓発 |
| | 基本施策1-2 生活排水処理施設への接続 促進 | 5 | 公共下水道への接続促進 |
| | | 6 | 農業集落排水施設への接続促進 |
| | 基本施策1-3 生活排水処理施設の適正 管理 | 7 | 施設の統廃合等の検討 |
| | | 8 | 合併処理浄化槽の適切な検査受検の指導 |
| 基本方針2 し尿・浄化槽汚泥等 の適正な処理 | 基本施策2-1 安定的な収集運搬 | 9 | 安定的な収集運搬体制の検討 |
| | 基本施策2-2 効果的・効率的な中間処理 | 10 | 下水道施設における一体処理に係る基本的方向性の推進 |
| | 基本施策2-3 安定した最終処分 | 11 | 安定的な最終処分の実施 |

※個別事業は構成イメージであり、現行計画等から抽出しています。個別事業の具体的内容については、別途検討し、改めて協議致します。

現行ごみ処理基本計画の取組状況

参考資料1

評価（見込みを含む） ○：成果が認められる △：一部成果が認められる ×：成果が認められない
 ※太字は重点目標・施策・事業

| 施策・事業 | | 内容 | 取組状況 | 評価 | |
|---------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭系 | リサイクル推進委員活動支援事業 | ・研修会の開催や情報誌「みやくるりん」の発行等の事業を通して、地域のごみ問題や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成を図るとともに、まちづくり協議会の環境部会等の活動を支援する。 | ・リサイクル推進員数：810名 ・新任者に対する研修会の実施 ・自治会等における分別講習会の実施 ・全体研修会の実施 ・施設見学会の実施 ・情報紙の発行 | ○ | ・自治会によって活動内容に差異があることから、リサイクル推進員制度の任期や支援のあり方について検討していく必要がある。 |
| | 分別強化推進事業 | ・分別協力度が低い地域や、分別ルールが守られていない地域、集合住宅の管理者、大学等の新入学生を対象とした分別講習会を開催するなどし、5種13分別の徹底強化を図る。 | ・スーパーやコンビニ店頭での分別講習会の実施 ・地区文化祭における分別講習会の実施 ・各種イベントでの周知 ・不動産管理会社への資料（分別冊子、チラシ）配布 ・大学等への資料配布 ・自治会への資料配布 ・市民課および出先機関資料配布（転入者への対応） | △ | ・分別の情報等が届きにくいまたは全く行き渡らない市民への周知方法を検討する必要がある。 ・紙類、布類、プラスチック製容器包装など分別がわかりにくい（分別を間違いやすい）ごみの周知方法を検討する必要がある。 |
| | 環境教育支援事業 | ・3Rの重要性について理解を深めるとともに、環境に配慮した行動を実践できる人づくりを行う。 | ・環境出前講座の実施 ・小学校4年生を対象とした社会科補助教材の配布 | ○ | ・小学校における社会科補助教材の活用状況を踏まえ、内容の見直しを図る必要がある。 |
| | もったいない生ごみ減量推進事業 | ・分別講習会や各種イベントでの周知により、容器に入ったまま賞味・消費期限の切れた食品など「もったいない生ごみ」の発生抑制を図る。 | ・各種イベントでの周知 ・厨芥類に占める「もったいない生ごみ」の割合：約54%（平成25年度組成分析調査結果） | △ | ・増加傾向にある「もったいない生ごみ」の発生抑制に向けて、賞味・消費期限の正しい認識など、効果的な周知啓発を検討する必要がある。 |
| | 生ごみの水切り励行 | ・市民意識の高揚を図ることにより、排出段階での水切りを励行し、生ごみの減量化を図る。 | ・各種イベントでの周知 | △ | ・水切りによる正しい減量効果を市民に周知する必要がある。（水切り器や水切りネットを使用しても、生ごみは減量できず、生ごみに限らず、ごみに付着している水分を減らす効果である） |
| | もったいないレジ袋削減推進事業 | ・市民・事業者・行政が一体となって、「もったいないレジ袋削減運動」を推進する。 | ・市内のレジ袋無料配布中止実施店舗数：7事業者10店舗 ・エコショップを対象としたレジ袋辞退の聞き取り調査 | △ | ・市ではごみの出し方として、レジ袋の使用を認めており、レジ袋自体を処分する場合も、プラスチック製容器包装として排出させて資源化が図られていることから、こうした状況も踏まえながら、関連事業との連携などによる効果的な推進策を検討する必要がある。 |
| | 粗大ごみの再生品販売事業 | ・粗大ごみの再生品販売により、再使用を図る。 | ・環境学習センターにおける再生品の販売 | ○ | ・市民の利用拡大を図るため、一層の周知啓発が必要がある。 |
| 3R施策の取組 | 家庭ごみ有料化の調査・研究 | ・排出量に応じた市民間の公平性を確保するための施策として、家庭ごみ有料化の調査・研究を実施する。 | ・先進事例の情報収集 | — | ・引き続き、社会情勢や国の動向、焼却ごみに含まれる資源物の割合、各事業の個別課題等を踏まえ、検討していく必要がある。 |
| | エコショップ等認定事業 | ・ごみの発生抑制、再使用、再生利用といった3R活動に積極的に取り組む小売店、飲食店を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、事業系ごみの減量化を図るとともに、市民や事業者の3R行動の実践と定着を図る。 | ・認定店舗数：エコショップ（125店舗）、エコレストラン（14店舗） ・各種イベントやホームページにおける認定店舗の取組内容の紹介 | △ | ・認定事業者のメリットが十分に機能していないことから、関連事業との連携など効果的な推進策を検討する必要がある。 ・認定店舗の拡大に向けて、対象となる店舗の拡充など制度の見直しを検討する必要がある。 |
| | 事業系ごみ減量化推進事業 | ・事業所への戸別訪問指導を強化するなど、事業系ごみ適正処理の徹底を図るとともに減量化・資源化を推進する。 | ・大規模事業所への訪問指導調査 ・廃棄物管理責任者研修会の実施 ・分別講習会の実施 ・中小事業所への訪問指導 ・食品衛生講習会での説明会に参加 | △ | ・事業者にもわかりやすい分別の区分について整理する必要がある。 ・大規模事業所が指導に従わず、不適正排出した場合、清掃工場への搬入拒否など指導体制を確保する必要がある。 |
| | 事業系ごみの搬入指導強化 | ・事業系ごみの市施設への搬入について、資源物など不適正ごみが焼却ごみとして持ち込まれないよう十分に指導を行うとともに、展開調査を実施する。 | ・清掃工場における搬入指導（展開調査）の実施 | ○ | ・不適正排出事業所が、継続して不適正排出を行わないよう、日常的な監視体制を構築する必要がある。 |

現行ごみ処理基本計画の取組状況

参考資料1

評価（見込みを含む） ○：成果が認められる △：一部成果が認められる ×：成果が認められない
 ※太字は重点目標・施策・事業

| | | 施策・事業 | 内容 | 取組状況 | 評価 |
|-----|-----------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源化 | 家庭系 | 5種13分別による資源化推進事業(分別強化推進事業) | ・分別協力度が低い地域や、分別ルールが守られていない地域、集合住宅の管理者、大学等の新入学生を対象とした分別講習会を開催するなどし、5種13分別の徹底強化を図る。 | ・スーパーやコンビニ店頭での分別講習会の実施 ・地区文化祭における分別講習会の実施 ・各種イベントでの周知 ・不動産管理会社への資料(分別冊子、チラシ)配布 ・大学等への資料配布 ・自治会への資料配布 ・市民課および出先機関資料配布(転入者への対応) | △ ・分別の情報等が届きにくいまたは全く行き渡らない市民への周知方法を検討する必要がある。 ・紙類、布類、プラスチック製容器包装など分別がわかりにくい(分別を間違いやすい)ごみの周知方法を検討する必要がある。 |
| | | 生ごみの資源化事業 | ・生ごみ処理機の利用拡大と継続利用を推進するほか、生ごみ処理機利用者を対象としたアフターフォロー事業を通して、各家庭での生ごみ減量・資源化を図る。 | ・コンポスト容器及び電動式生ごみ処理機設置費に対する補助 ・分別講習会での周知 ・地区文化祭など各種イベントでの周知 ・市民ホール展示による周知 ・情報誌への掲載 ・ホームページなどにおける地域単位での堆肥化の取組を紹介 | △ ・電動生ごみ処理機の生成物の「堆肥」として効果の検証が必要である。 ・生ごみを消すタイプの生ごみ処理機が普及し始めているので、新たに補助対象機器として拡大を図る必要がある。 ・地域単位での生ごみの堆肥化に取り組むためには、生成した堆肥の安定的・継続的な利活用先を確保する必要がある。 |
| | | 廃食用油の資源化事業 | ・拠点回収した家庭から排出される不要になった天ぷら油で経路の代替燃料であるBDFを製造し、焼却ごみの減量・資源化を図る。 | ・市内42カ所(スーパー22カ所、市施設20カ所)における拠点回収の実施 ・BDFの製造及び収集車(2台)での使用 ・製造に利用しない油の民間資源化事業者への売払い ・ホームページ等での周知 | ○ ・市民の利用拡大を図るため、あらゆる機会を通じた周知啓発により、市民の資源化意識を高めていく必要がある。 ・公用車は、ハイブリット化や電気化の方針のため、BDFを使用できる車両が将来的に無くなっていくことから、BDFの製造期間などについて検討する必要がある。 |
| | | レアメタルの資源化事業 | ・レアメタルなどの有用な金属を含む小型家電製品を回収し、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を推進する。 | ・市内20カ所における拠点回収の実施 ・各種イベント時における回収の実施 ・清掃工場における不燃ごみからの選別回収の実施 ・ホームページ等における周知 | ○ ・市民の利用拡大を図るため、あらゆる機会を通じた周知啓発により、市民の資源化意識を高めていく必要がある。 |
| | | 剪定枝の資源化事業 | ・市民へのチップパー(剪定枝の小型破砕機)の貸し出しなどを行い、剪定枝の資源化を図る。 | ・清掃工場に直接持ち込まれた剪定枝の一部をチップ化し、チップの効果や利活用方法などを検証するためのモデル事業を実施 | △ ・モデル事業から得られた課題を整理し、新中間処理施設の整備のあり方を含め、事業化スキームを整理する必要がある。 |
| | | インクカートリッジの資源化促進事業 | ・国内インクカートリッジメーカーが構成する協議会のリサイクル事業に協力することで、焼却ごみの減量化・資源化を推進する。 | ・市施設25カ所における拠点回収の実施 ・ホームページ等での周知 | ○ ・市民の利用拡大を図るため、あらゆる機会を通じた周知啓発により、市民の資源化意識を高めていく必要がある。 ・更なる回収量増加に向けて、回収拠点の増数について検討する必要がある。 |
| | | 資源物集団回収推進事業 | ・地域ぐるみでの資源物の集団回収を通して地域コミュニティの活性化を図りながら、ごみの減量化・資源化を推進する。 | ・自治会や子供会など実施団体への報償金の交付 ・登録団体数:591団体 ・ホームページ等での周知 | ○ ・一層の取組拡大を図るため、参加団体や回収量の増加に向け、周知等を図っていく必要がある。 |
| | 事業系 | 民間主導による生ごみ資源化事業 | ・民間の資源化施設を活用した生ごみの資源化への誘導を行う。 | ・民間の資源化施設を活用した生ごみの資源化への誘導 ・現在焼却処理されている給食残渣の資源化についての検討 | △ ・市内の民間資源化施設における受入余力や資源化に要するコストを考慮し、効果的な資源化手法を検討する必要がある。 |
| | 商店街等による資源化の促進事業 | ・中小事業者を対象とした事業者主導による資源回収システムを構築し、減量化・資源化を図る。 | ・商店街等のごみの排出実態を把握するため、関係団体との意見交換を実施 | △ ・ごみの不適正排出が見られることから、事業者の意識の底上げが必要である。 ・既存の共同排出の仕組みを活かした取組が必要である。 | |

現行ごみ処理基本計画の取組状況

参考資料1

評価（見込みを含む） ○：成果が認められる △：一部成果が認められる ×：成果が認められない
 ※太字は重点目標・施策・事業

| | | 施策・事業 | 内容 | 取組状況 | 評価 |
|--------|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ処理計画 | 収集運搬計画 | 5種13分別の継続 | ・5種13分別による収集運搬を継続する。 | ・5種13分別に基づき、委託による収集運搬を実施 ・作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制の確保 | ○ ・今後の社会情勢(人口減少や少子高齢化社会)を踏まえ、新たな施策等に対応した収集方法を検討する必要がある。 |
| | | ごみステーションの維持管理への支援 | ・ごみステーションについて、自治会や集合住宅管理者等と連携しながら指導強化を推進し、適正な維持管理が行われるよう支援を行う。 | ・ごみ排出に関する苦情への対応や適正な排出指導の実施 ・ごみステーションの維持管理への支援 | ○ ・ごみステーションの適正な維持管理のため、今後も適正指導を継続していく必要がある。 |
| | | 高齢化を踏まえた収集の検討 | ・人口減少や高齢化などの社会環境の変化に対応できるごみ収集のあり方について検討していく。 | ・高齢者や障害者を対象とした「ふれあい収集事業」の実施 ・収集件数:231件(平成27年3月末日現在) | ○ ・今後の高齢者の増加に伴い、対象者の増加が見込まれることから、効率的な収集体制等について検討する必要がある。 ・市民にわかりやすい分別方法(分別区分の見直しなど)について検討する必要がある。 |
| | 施設 | 中間処理施設の維持管理 | ・ごみ処理を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 | ・ごみ処理を安定的に行うため、関係法令等を遵守した適切な維持管理の実施 | ○ ・ごみの発生抑制により、最終処分量の減量を図る必要がある。 ・北清掃センターが老朽化により焼却炉が休止しており、南清掃センターも供用開始から約25年経過し更新時期を迎えていることから、効果的・効率的なごみ処理体制を構築するため、計画的な施設整備が必要である。 |
| | | 最終処分場の維持管理 | ・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行う。 | ・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守した維持管理の実施 | ○ ・ごみの発生抑制や溶融スラグの有効利用などにより、最終処分量の減量を図る必要がある。 ・エコパーク板戸の供用期間が平成30年度に終了することから、計画的な次期最終処分場の整備の推進が必要である。 |
| | ごみ適正処理の推進 | きれいなまちづくりの推進 | ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、市民の良好な生活環境の維持を推進する。 | ・「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき指導・啓発の実施 | ○ ・ポイ捨てごみは減少しているが、更なる減少に向けて、より効果的、効率的な周知啓発方法を検討する必要がある。 |
| | | 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 | ・「第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づき、総合的に施策・事業を進め、地域の良好な環境保全を推進する。 | ・「第2次宇都宮市不法投棄未然防止推進計画」に基づく監視・指導の実施 | ○ ・不法投棄通報件数の更なる削減に向けて、適正な監視・指導の継続が必要である。 |
| | | 災害廃棄物への対応 | ・災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「宇都宮市地域防災計画」に基づき、生活環境及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に対応する。 | ・東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理については、平成24年度をもって完了 | ○ ・災害によって発生した損壊家屋等の災害廃棄物や、日常ごみを速やかに収集・処理し、生活環境の復旧を図り、公衆衛生の維持に努める必要がある。 |

ごみ処理基本計画の実績

1 資源物以外のごみ排出量の実績及び目標値

表 1 資源物以外のごみ排出量の実績及び目標値

| 年度 | 排出量 (t/年) | | | 1人1日あたりの排出量 (g/人・日) | | | 12年度比 | | |
|-----|-----------|---------|--------|---------------------|-----|-----|--------|--------|--------|
| | 合計 | 家庭系 | 事業系 | 合計 | 家庭系 | 事業系 | 合計 | 家庭系 | 事業系 |
| H12 | 180,517 | 107,754 | 72,763 | 1,016 | 607 | 409 | — | — | — |
| H19 | 173,080 | 116,404 | 56,676 | 935 | 629 | 306 | ▲8.0% | 3.6% | ▲25.2% |
| H20 | 168,258 | 116,169 | 52,089 | 905 | 625 | 280 | ▲10.9% | 3.0% | ▲31.5% |
| H21 | 164,308 | 114,995 | 49,313 | 883 | 618 | 265 | ▲13.2% | 1.6% | ▲35.2% |
| H22 | 147,050 | 103,404 | 43,646 | 789 | 555 | 234 | ▲22.3% | ▲8.6% | ▲42.8% |
| H23 | 150,983 | 106,800 | 44,183 | 806 | 570 | 236 | ▲20.7% | ▲6.1% | ▲42.3% |
| H24 | 150,965 | 105,979 | 44,986 | 803 | 564 | 239 | ▲20.9% | ▲7.1% | ▲42.6% |
| H25 | 152,069 | 106,727 | 45,342 | 807 | 566 | 241 | ▲20.6% | ▲6.7% | ▲41.1% |
| H26 | 149,174 | 104,268 | 44,906 | 789 | 552 | 237 | ▲22.3% | ▲9.1% | ▲42.1% |
| H27 | 137,800 | 97,100 | 40,700 | 737 | 519 | 218 | ▲27.5% | ▲14.5% | ▲46.7% |
| H32 | 131,700 | 91,900 | 39,800 | 707 | 493 | 214 | ▲30.4% | ▲18.8% | ▲47.7% |
| H37 | 126,300 | 87,400 | 38,900 | 686 | 475 | 211 | ▲32.5% | ▲21.7% | ▲48.4% |

実績
目標値

図 1 資源物以外のごみ排出量の実績及び目標値

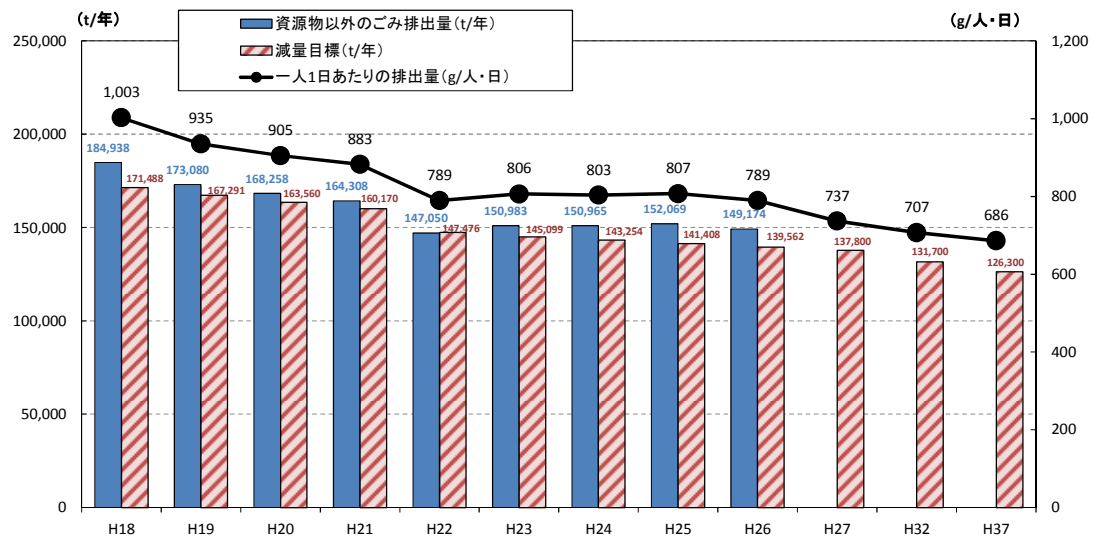
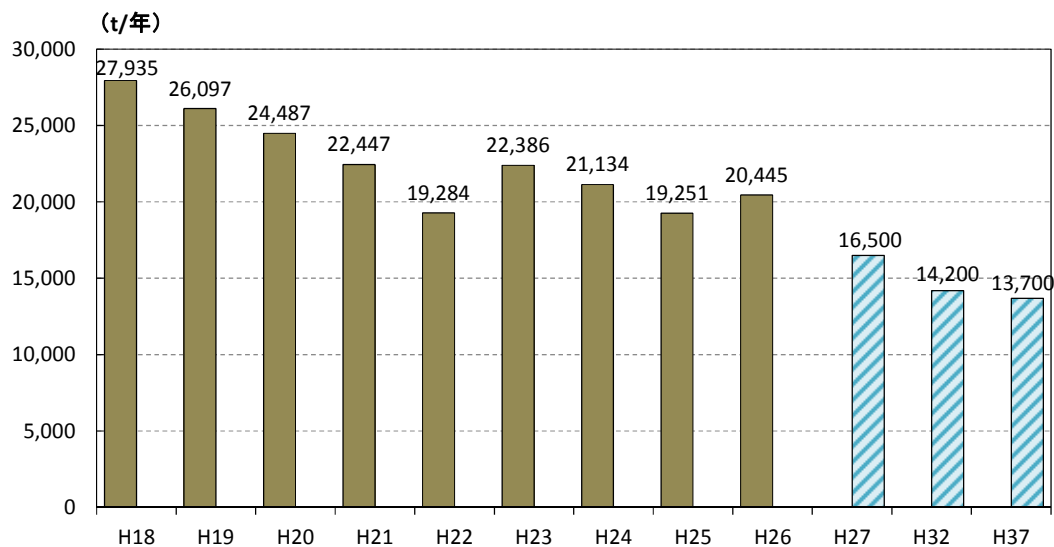
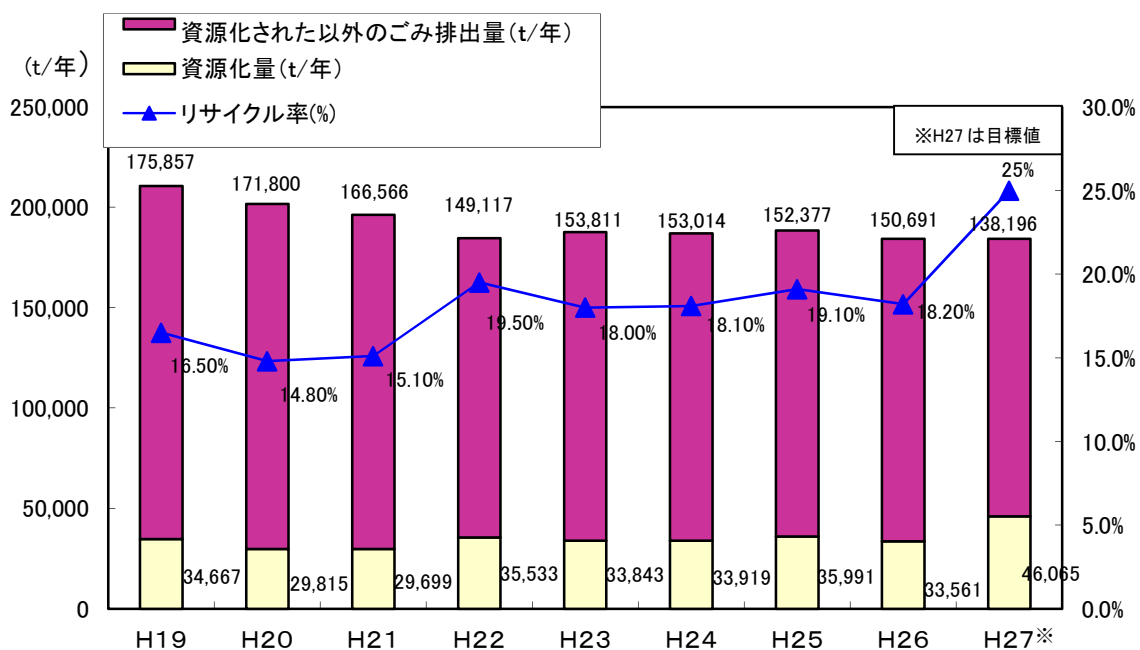


図3 最終処分量の実績及び計画値（全体）



4 リサイクル率の実績及び目標値（参考値）

表3 資源化量とリサイクル率の実績



5 ごみ組成

図4 家庭系ごみ組成（H25年度）

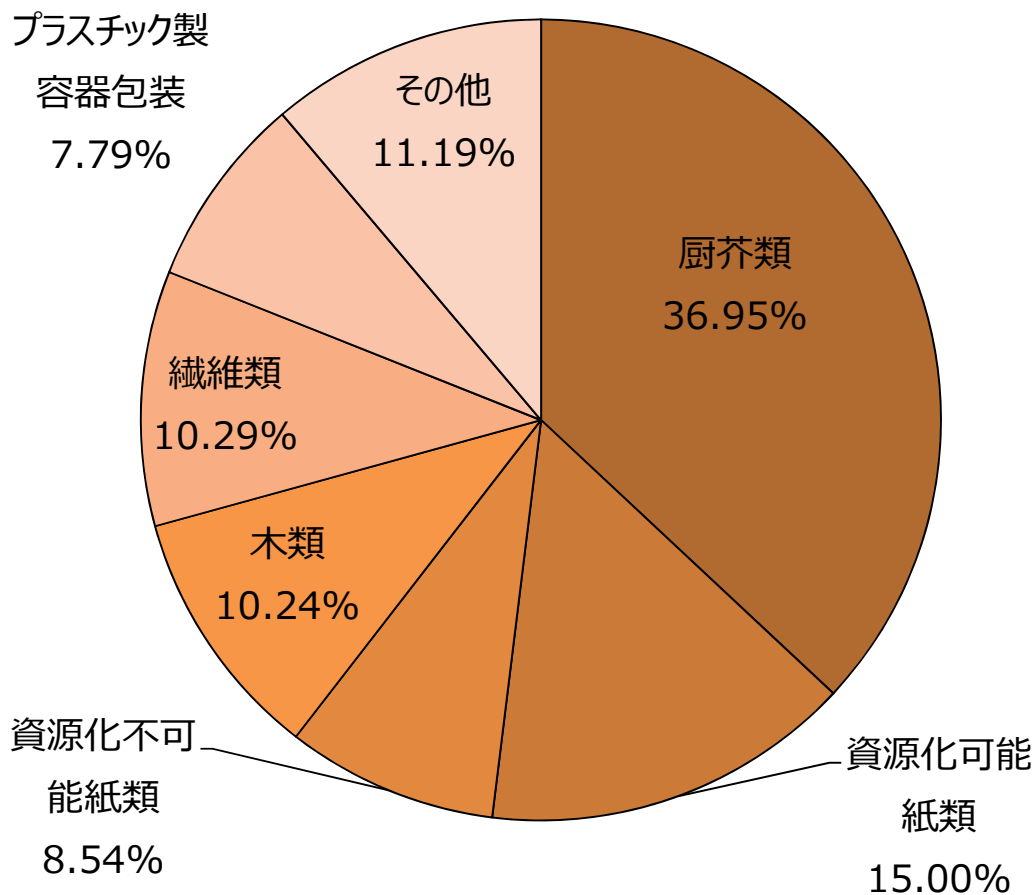


表4 家庭系ごみ組成の推移

| | H19 | H22 | H25 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 厨芥類 | 44.57 | 44.50 | 36.95 |
| 資源化可能紙類 | 14.73 | 14.48 | 15.00 |
| 資源化不可能紙類 | 8.82 | 9.89 | 8.54 |
| 木類 | 6.95 | 8.89 | 10.24 |
| 繊維類 | 4.82 | 4.36 | 10.29 |
| プラスチック製容器包装 | 11.55 | 8.88 | 7.79 |
| その他 | 8.57 | 9.00 | 11.19 |
| 合計 | 100.01 | 100.00 | 100.00 |

図5 事業系ごみ組成（H25年度）

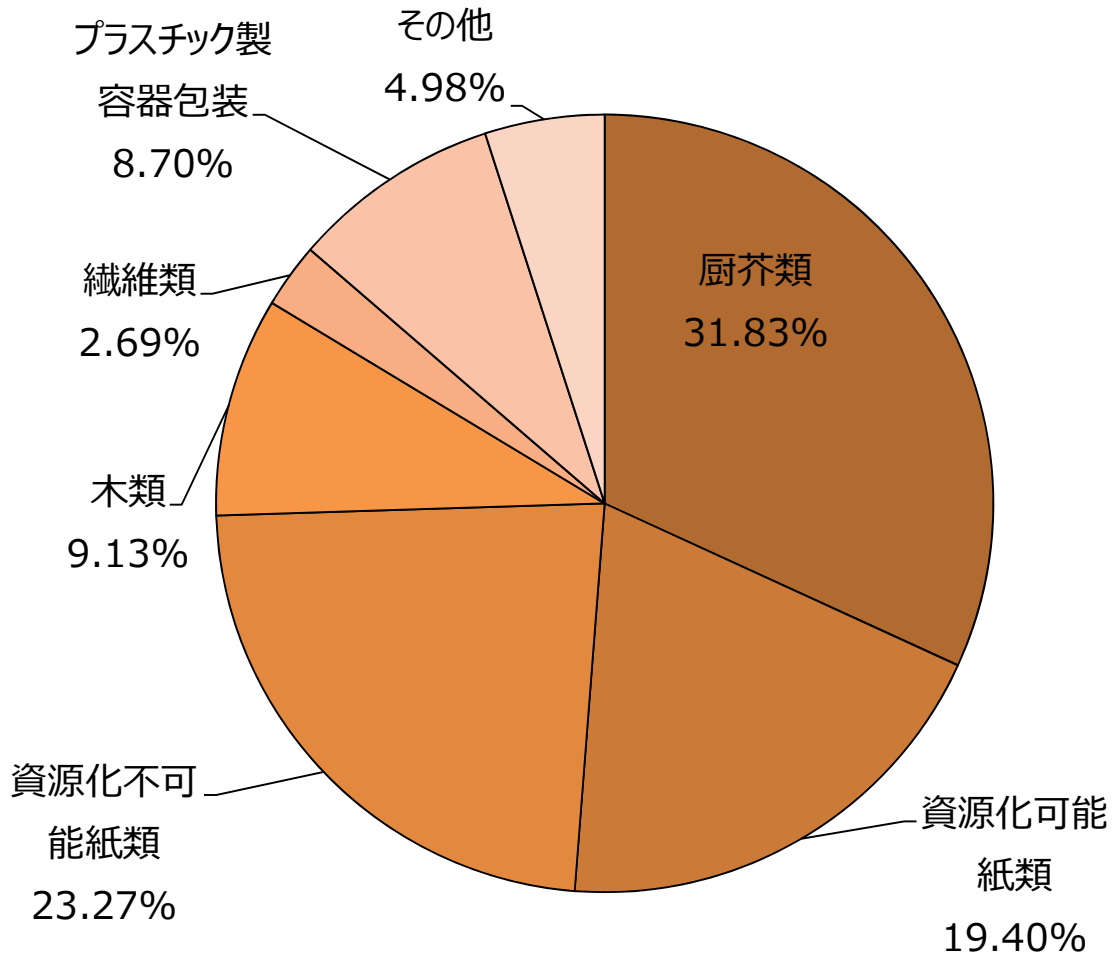


表5 事業系ごみ組成の推移

| | H20 | H23 | H25 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 厨芥類 | 24.29 | 16.34 | 31.83 |
| 資源化可能紙類 | 22.29 | 30.40 | 19.40 |
| 資源化不可能紙類 | 22.32 | 22.33 | 23.27 |
| 木類 | 6.24 | 3.07 | 9.13 |
| 繊維類 | 2.64 | 3.68 | 2.69 |
| プラスチック製容器包装 | 16.05 | 13.86 | 8.70 |
| その他 | 6.17 | 10.32 | 4.98 |
| 合計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

現行生活排水処理基本計画の取組状況

評価（見込みを含む） ○：成果が認められる △：一部成果が認められる ×：成果が認められない

参考資料3

| 施策・事業 | | 内容 | 取組状況 | 評価 | | |
|--------------|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活排水の適正処理の推進 | 整備目標 | 公共下水道事業 | <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内においては、関連事業と連携し、整備を推進 市街化調整区域においては、特定環境保全公共下水道の整備を推進 | △ | <ul style="list-style-type: none"> H26年度の公共下水道整備の実績値は、94.3%である。 整備面積は増加したものの、整備に関連する土地区画整理事業の進捗状況や特定財源の減少が要因となって、目標を達成することができなかった。 | |
| | | 浄化槽整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> H27年度の浄化槽整備の目標値は、86.1%であり、H27年度までの累積整備目標基数は7,385基である。 整備対象区域内において、補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置整備を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問による普及啓発の実施 地区市民センター等へのパンフレット掲出 民間の指定確認審査機関へのパンフレット掲出 市広報等への掲載 | △ | <ul style="list-style-type: none"> H26年度の浄化槽整備の実績値は、74.4%であり、累積整備実績基数は6,377基である。 単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換基数が目標を下回っている。効果的な手法や更なる整備促進の強化の検討が必要である。 |
| | | 農業集落排水事業 | <ul style="list-style-type: none"> 農村地域における排水を処理する施設であり、地域の水質汚濁の防止や、健全な水循環に資するとともに、農村の生活環境の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度までに14地区の施設整備が完了している。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 整備事業は完了している。 現在、維持管理を行っており、今後も適切な運営及び維持管理の必要がある。 |
| | 接続目標 | 地域下水処理事業 | <ul style="list-style-type: none"> 民間開発により、公共下水道に代わって団地内の汚水処理施設として整備され、市に移管されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度までに10施設が移管されている。 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 施設の移管については、今後見込まれない。 現在、維持管理を行っており、今後も適切な運営及び維持管理の必要がある。 |
| | | 公共下水道事業 | <ul style="list-style-type: none"> H27年度の公共下水道接続の目標値は、92.6%である。 公共下水道への接続を促進し、接続率の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問による接続促進の実施 施工前からの接続義務の説明 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> H26年度の公共下水道接続の実績値は、93.3%である。 接続促進の取組を継続的に行うことにより、目標を達成した。 |
| | | 農業集落排水事業 | <ul style="list-style-type: none"> H27年度の農業集落排水施設接続の目標値は、89.7%である。 農業集落排水施設への接続を促進し、接続率の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 未接続世帯に対し、文書を送付 戸別訪問による接続促進の実施 | △ | <ul style="list-style-type: none"> H26年度の農業集落排水施設接続の実績値は、83.0%である。 経済的な理由などにより、目標を達成することはできなかった。 未接続世帯に対する働きかけを強化する必要がある。 |
| 水質保全 | 水質の見直し | 公共用水域水質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> H27年度のBOD値（水域の有機汚濁を測る代表的な指標）の見直し値は1.58mg/lである。 公共下水道や合併処理浄化槽の整備及び生活排水処理施設への接続が進むことにより、公共用水域水質は改善される見通しである。 | <ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理施設の整備及び接続を推進 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> H26年度のBOD値の実績値は、1.51mg/lである。 BOD値は見直しを下回っており、公共用水域の水質は改善傾向にある。 |
| | | し尿・浄化槽汚泥処理計画 | <ul style="list-style-type: none"> 効率的な収集・運搬 | <ul style="list-style-type: none"> し尿については、し尿収集運搬量の減少を十分考慮し、効果的で効率的な収集運搬を実施する。 浄化槽汚泥については、許可業者による収集運搬を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 適切な収集運搬を実施 | ○ |
| し尿・浄化槽汚泥処理計画 | 最終処分計画 | し尿処理施設整備の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 東横田清掃工場の状態を勘案しながら、本市の実情にあったし尿処理施設の整備の検討を進めていく。 | <ul style="list-style-type: none"> し尿、浄化槽汚泥等を、下水道施設において一体処理する方向性の検討を実施 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> し尿、浄化槽汚泥等を、基本的には下水道施設において、下水と一体処理する方向性とした。 |
| | | 最終処分体制 | <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設から発生するし尿・汚泥は、焼却処理後、最終処分場において埋立処分する。 | <ul style="list-style-type: none"> 焼却処理後、適切に埋立処分を実施 | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 発生した汚泥等の焼却灰は、最終処分場で適切に処分されている。 |

生活排水処理基本計画における実績

1 生活排水の処理形態別人口及び処理率

表 1 生活排水の処理形態別人口及び処理率

(単位：人)

| 年 度 | 総人口 (A) | 生活排水処理人口 (B) | 生活排水処理人口 | | | | 生活排水未処理人口 | 生活排水未処理人口 | | 生活排水処理率 (B/A) |
|--------|------------|-----------------|----------|----------|---------|----------|-----------|-----------|--------|------------------|
| | | | 公共下水道 | 農業集落排水施設 | 合併処理浄化槽 | 地域下水処理施設 | | 単独処理浄化槽 | し尿汲取り | |
| H17 | 497,497 | 433,168 | 361,503 | 8,072 | 41,757 | 21,836 | 64,329 | 43,860 | 20,469 | 87.1% |
| H18 | 500,218 | 444,329 | 370,078 | 9,983 | 41,383 | 22,885 | 55,889 | 38,046 | 17,843 | 88.8% |
| H19 | 503,682 | 452,130 | 375,520 | 10,161 | 42,238 | 24,211 | 51,552 | 34,901 | 16,651 | 89.8% |
| H20 | 504,534 | 457,844 | 379,482 | 10,312 | 43,303 | 24,747 | 46,690 | 32,035 | 14,655 | 90.7% |
| H21 | 504,999 | 462,299 | 382,668 | 10,578 | 43,963 | 25,090 | 42,700 | 29,332 | 13,368 | 91.5% |
| H22 | 506,829 | 466,998 | 385,632 | 10,733 | 43,949 | 26,684 | 39,831 | 27,495 | 12,336 | 92.1% |
| H23 | 507,561 | 470,108 | 391,544 | 10,949 | 43,924 | 23,691 | 37,453 | 25,566 | 11,887 | 92.6% |
| H24 | 509,574 | 473,711 | 394,373 | 11,168 | 43,908 | 24,262 | 35,863 | 24,482 | 11,381 | 93.0% |
| H25 | 511,183 | 476,775 | 397,673 | 11,166 | 43,371 | 24,565 | 34,408 | 23,490 | 10,918 | 93.3% |
| H26 | 512,361 | 482,681 | 403,320 | 11,362 | 43,027 | 24,972 | 29,680 | 20,725 | 8,955 | 94.2% |
| H27 | 512,193 | 484,002 | 404,407 | 12,462 | 42,616 | 24,517 | 28,191 | 20,851 | 7,340 | 94.5% |
| H28 | 511,839 | 485,645 | 406,259 | 12,596 | 42,489 | 24,301 | 26,194 | 19,591 | 6,603 | 94.9% |
| H29 | 511,486 | 486,622 | 412,160 | 12,730 | 42,348 | 19,384 | 24,864 | 18,820 | 6,044 | 95.1% |
| H30 | 511,132 | 487,522 | 413,485 | 12,864 | 41,800 | 19,373 | 23,610 | 18,091 | 5,519 | 95.4% |
| H31 | 510,779 | 488,101 | 414,449 | 12,998 | 41,296 | 19,358 | 22,678 | 17,557 | 5,121 | 95.6% |
| H32 | 510,425 | 488,463 | 415,205 | 13,132 | 40,782 | 19,344 | 21,962 | 17,165 | 4,797 | 95.7% |
| H33 | 509,236 | 488,196 | 415,826 | 13,243 | 39,828 | 19,299 | 21,040 | 16,485 | 4,555 | 95.9% |
| H34 | 508,046 | 487,547 | 415,869 | 13,355 | 39,048 | 19,275 | 20,499 | 16,122 | 4,377 | 96.0% |
| H35 | 506,857 | 486,690 | 415,610 | 13,464 | 38,387 | 19,229 | 20,167 | 15,931 | 4,236 | 96.0% |
| H36 | 505,668 | 485,853 | 415,359 | 13,574 | 37,754 | 19,166 | 19,815 | 15,720 | 4,095 | 96.1% |
| H37 | 504,478 | 484,896 | 414,932 | 13,685 | 37,161 | 19,118 | 19,582 | 15,606 | 3,976 | 96.1% |

実績

現計画
目標値

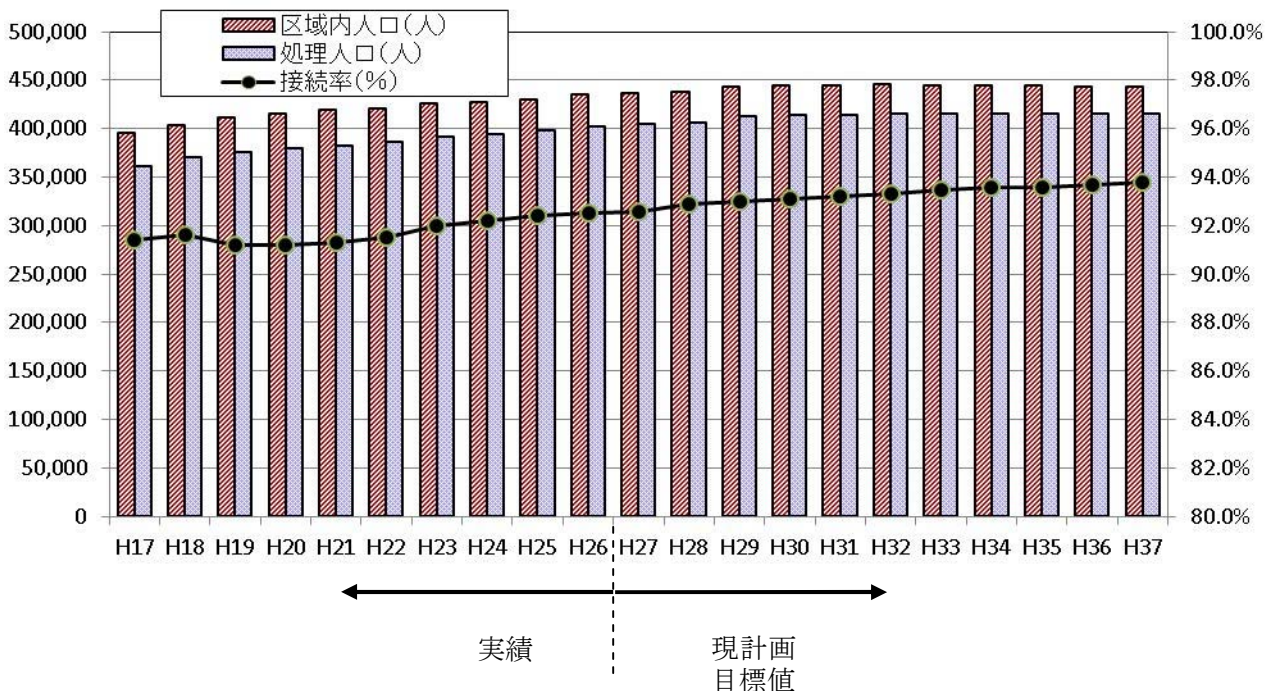
2 公共下水道接続の実績及び目標値

表2 公共下水道接続の実績及び目標値

| 年度 | 区域内人口（人） | 処理人口（人） | 接続率（%） |
|-----|----------|---------|--------|
| H17 | 395,431 | 361,503 | 91.4% |
| H18 | 403,916 | 370,078 | 91.6% |
| H19 | 411,689 | 375,520 | 91.2% |
| H20 | 415,873 | 379,482 | 91.2% |
| H21 | 419,191 | 382,668 | 91.3% |
| H22 | 421,249 | 385,632 | 91.5% |
| H23 | 425,449 | 391,544 | 92.0% |
| H24 | 427,849 | 394,373 | 92.2% |
| H25 | 430,442 | 397,673 | 92.4% |
| H26 | 432,371 | 403,320 | 93.3% |
| H27 | 436,699 | 404,407 | 92.6% |
| H28 | 437,399 | 406,259 | 92.9% |
| H29 | 443,400 | 412,160 | 93.0% |
| H30 | 444,100 | 413,485 | 93.1% |
| H31 | 444,619 | 414,449 | 93.2% |
| H32 | 445,140 | 415,205 | 93.3% |
| H33 | 444,760 | 415,826 | 93.5% |
| H34 | 444,200 | 415,869 | 93.6% |
| H35 | 443,900 | 415,610 | 93.6% |
| H36 | 443,301 | 415,359 | 93.7% |
| H37 | 442,500 | 414,932 | 93.8% |



図1 公共下水道接続の実績及び目標値



3 農業集落排水施設接続の実績及び目標値

表3 農業集落排水施設接続の実績及び目標値

| 年度 | 区域内人口 (人) | 処理人口 (人) | 接続率 (%) |
|-----|-----------|----------|---------|
| H17 | 11,339 | 8,072 | 71.2% |
| H18 | 13,217 | 9,983 | 75.5% |
| H19 | 13,302 | 10,161 | 76.4% |
| H20 | 13,398 | 10,312 | 77.0% |
| H21 | 13,452 | 10,578 | 78.6% |
| H22 | 13,503 | 10,733 | 79.5% |
| H23 | 13,648 | 10,949 | 80.2% |
| H24 | 13,740 | 11,168 | 81.2% |
| H25 | 13,623 | 11,166 | 82.0% |
| H26 | 13,686 | 11,362 | 83.0% |
| H27 | 13,894 | 12,462 | 89.7% |
| H28 | 13,884 | 12,596 | 90.7% |
| H29 | 13,875 | 12,730 | 91.7% |
| H30 | 13,865 | 12,864 | 92.8% |
| H31 | 13,856 | 12,998 | 93.8% |
| H32 | 13,846 | 13,132 | 94.8% |
| H33 | 13,814 | 13,243 | 95.9% |
| H34 | 13,782 | 13,355 | 96.9% |
| H35 | 13,749 | 13,464 | 97.9% |
| H36 | 13,717 | 13,574 | 99.0% |
| H37 | 13,685 | 13,685 | 100.0% |

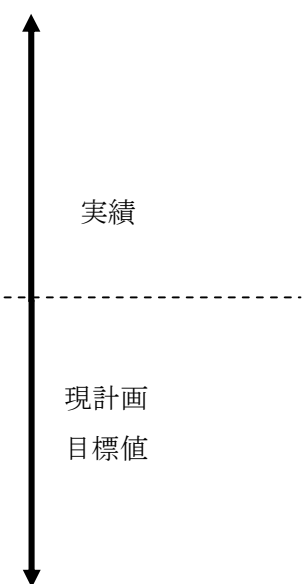
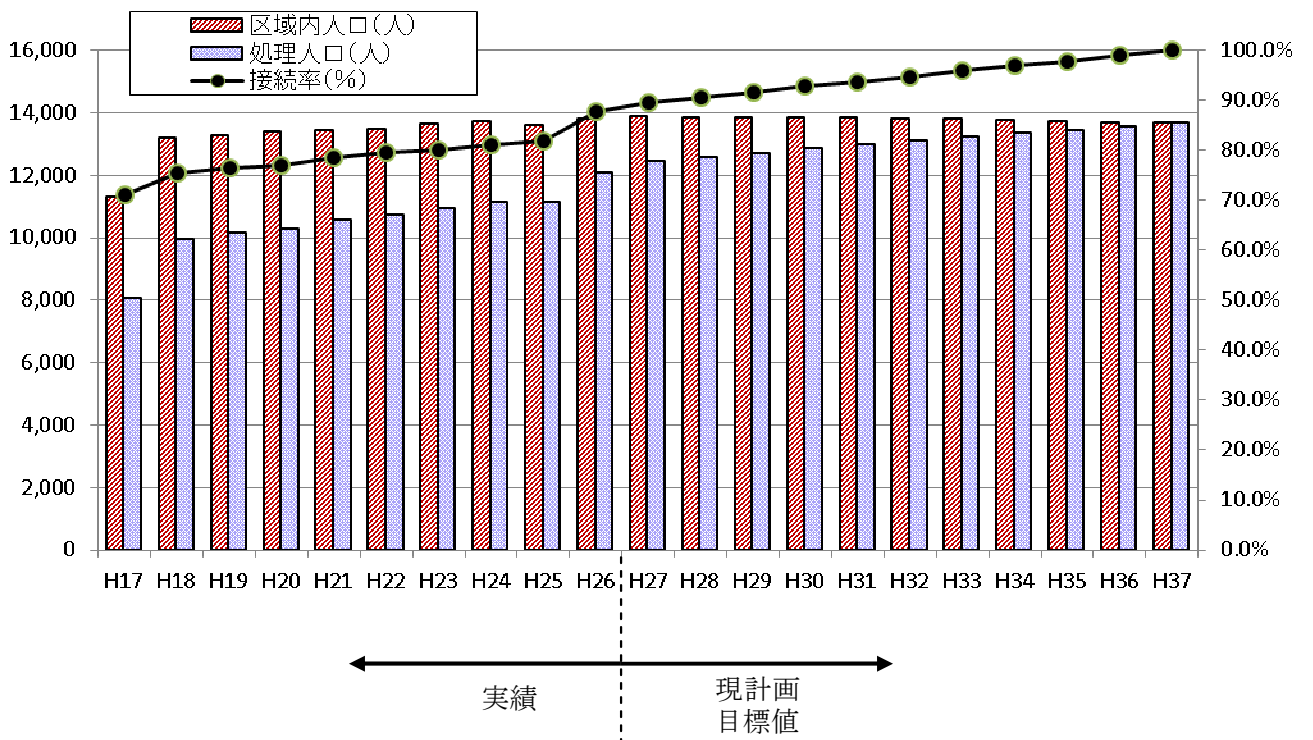


図2 農業集落排水施設接続の実績及び目標値



4 公共下水道整備の実績及び目標値

表4 公共下水道整備の実績及び目標値

| 年度 | 整備面積 (ha) | 認可面積 (ha) | 整備率 (%) |
|-----|-----------|-----------|---------|
| H17 | 8,547 | 9,396 | 91.0% |
| H18 | 8,727 | 9,469 | 92.2% |
| H19 | 8,861 | 9,469 | 93.6% |
| H20 | 8,978 | 9,748 | 92.1% |
| H21 | 9,104 | 9,748 | 93.4% |
| H22 | 9,181 | 9,748 | 94.2% |
| H23 | 9,236 | 9,748 | 94.7% |
| H24 | 9,285 | 9,880 | 94.0% |
| H25 | 9,302 | 9,880 | 94.1% |
| H26 | 9,322 | 9,880 | 94.3% |
| H27 | 9,612 | 9,875 | 97.3% |
| H28 | 9,658 | 9,896 | 97.6% |
| H29 | 9,707 | 9,916 | 97.9% |
| H30 | 9,748 | 9,938 | 98.1% |
| H31 | 9,782 | 9,959 | 98.2% |
| H32 | 9,837 | 9,981 | 98.6% |
| H33 | 9,892 | 10,002 | 98.9% |
| H34 | 9,940 | 10,023 | 99.2% |
| H35 | 9,986 | 10,043 | 99.4% |
| H36 | 10,028 | 10,064 | 99.6% |
| H37 | 10,086 | 10,086 | 100.0% |

実績

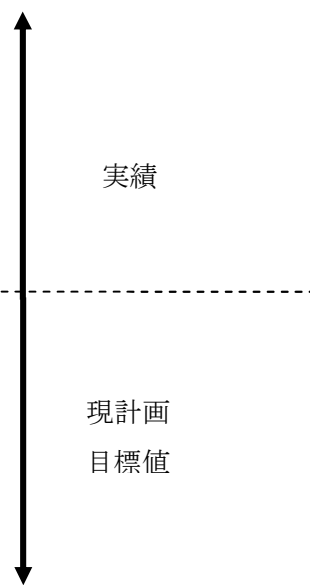
現計画
目標値

※整備率 (%) = 整備面積 ÷ 認可面積 × 100

5 合併処理浄化槽整備の実績及び目標値

表5 合併処理浄化槽整備の実績及び目標値

| 年度 | 累積整備基数（基） | 計画基数（基） | 整備率（％） |
|-----|-----------|---------|--------|
| H17 | 2,835 | 8,575 | 33.1% |
| H18 | 3,337 | 8,575 | 38.9% |
| H19 | 3,809 | 8,575 | 44.4% |
| H20 | 4,300 | 8,575 | 50.1% |
| H21 | 4,763 | 8,575 | 55.5% |
| H22 | 5,227 | 8,575 | 61.0% |
| H23 | 5,632 | 8,575 | 65.7% |
| H24 | 5,946 | 8,575 | 69.3% |
| H25 | 6,188 | 8,575 | 72.2% |
| H26 | 6,377 | 8,575 | 74.4% |
| H27 | 7,385 | 8,575 | 86.1% |
| H28 | 7,724 | 8,575 | 90.1% |
| H29 | 8,005 | 8,575 | 93.4% |
| H30 | 8,233 | 8,575 | 96.0% |
| H31 | 8,418 | 8,575 | 98.2% |
| H32 | 8,575 | 8,575 | 100.0% |
| H33 | 8,701 | 8,701 | 100.0% |
| H34 | 8,826 | 8,826 | 100.0% |
| H35 | 8,951 | 8,951 | 100.0% |
| H36 | 9,075 | 9,075 | 100.0% |
| H37 | 9,198 | 9,198 | 100.0% |



※整備率（％）＝累積整備基数 ÷ 計画基数 × 100
 ※平成33年度以降の累積整備基数の増加は、新築住宅の増

6 公共用水域水質 (BOD 値)

表 6 公共用水域水質 (BOD 値)

| 河川名 | No. | 調査地点名 | 環境基準 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 | H37 |
|------|-----|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 田川 | 1 | 上の島橋 | 2 | 1.40 | 1.20 | 1.20 | 1.04 | 0.95 | 0.91 |
| | 2 | 大曾橋 | 2 | 1.50 | 1.30 | 1.20 | 1.08 | 0.95 | 0.88 |
| | 3 | 宮の橋 | 5 | 2.10 | 1.60 | 1.40 | 1.45 | 1.35 | 1.30 |
| | 4 | 鉄道橋 | 5 | 1.90 | 2.10 | 1.60 | 2.37 | 2.22 | 2.14 |
| | 5 | 孫八橋 | 5 | 4.60 | 3.10 | 3.90 | 2.53 | 2.42 | 2.35 |
| 御用川 | 6 | 昭和橋 | 5 | 6.70 | 6.30 | 5.20 | 5.21 | 5.16 | 5.14 |
| | 7 | 錦中央公園 | 5 | 4.20 | 3.30 | 2.70 | 3.00 | 2.95 | 2.93 |
| 釜川 | 8 | つくし橋 | 5 | 1.70 | 1.00 | 1.00 | 1.17 | 0.99 | 0.90 |
| 山田川 | 9 | 末流 | 2 | 1.60 | 1.10 | 1.00 | 1.40 | 1.20 | 1.16 |
| 江川 | 10 | 腰抱地藏前 | 3 | 2.70 | 1.70 | 1.50 | 1.24 | 1.05 | 1.01 |
| | 11 | 新国道四号下 | 3 | 1.80 | 1.50 | 1.10 | 0.94 | 0.83 | 0.79 |
| | 12 | 平塚橋 | 3 | 2.70 | 1.40 | 1.20 | 0.80 | 0.70 | 0.67 |
| 姿川 | 13 | こしじ橋 | 3 | 2.10 | 1.30 | 1.30 | 1.20 | 1.14 | 1.13 |
| | 14 | 鹿沼街道 | 3 | 1.70 | 1.20 | 1.20 | 1.08 | 0.92 | 0.83 |
| | 15 | 姿川橋 | 3 | 1.70 | 1.10 | 1.20 | 1.24 | 1.06 | 0.95 |
| 赤川 | 16 | 高速道下 | — | 2.30 | 1.50 | 1.30 | 1.22 | 1.10 | 1.01 |
| 鎧川 | 17 | 能満寺西 | 3 | 1.50 | 1.40 | 1.20 | 1.15 | 0.96 | 0.85 |
| 武子川 | 18 | 中町橋 | 3 | 1.30 | 1.30 | 1.40 | 1.30 | 1.30 | 1.17 |
| 新川 | 19 | 中央女子高西 | — | 2.30 | 2.30 | 2.50 | 1.65 | 1.45 | 1.34 |
| | 20 | 六道分岐点 | — | 2.10 | 2.10 | 2.60 | 1.87 | 1.66 | 1.55 |
| | 21 | 航空隊西 | — | 2.70 | 1.60 | 1.40 | 1.90 | 1.71 | 1.61 |
| | 22 | 南町西 | — | 2.40 | 1.60 | 1.70 | 1.39 | 1.26 | 1.19 |
| 西鬼怒川 | 23 | 西鬼怒川橋 | 2 | 1.20 | 1.00 | 0.90 | 0.85 | 0.78 | 0.76 |
| 平均 | — | — | — | 2.15 | 1.70 | 1.51 | 1.58 | 1.46 | 1.39 |

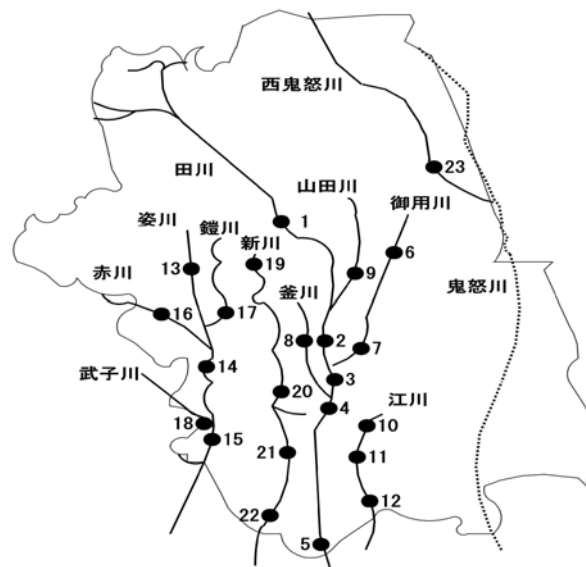
※平均値は、加重平均 = (各地点BOD × 各地点流量) ÷ 全地点流量

※BOD (生物化学的酸素要求量) とは、公共用水域の有機汚濁を測る代表的な指標

※BOD = 2mg/l (環境基準A類型) とは、一般的にヤマメ、イワナが生息できる水質

※H27以降は、推計値

図 3 公共用水域水質 (BOD 値) の調査地点



7 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績及び見通し

表7 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績及び見通し

| | し尿量 (kℓ/日) | 浄化槽汚泥量 (kℓ/日) | 合計 (kℓ/日) |
|-----|------------|---------------|-----------|
| H17 | 52.7 | 94.7 | 147.4 |
| H18 | 49.5 | 95.4 | 144.9 |
| H19 | 46.3 | 85.5 | 131.8 |
| H20 | 41.5 | 83.9 | 125.5 |
| H21 | 33.5 | 87.3 | 120.8 |
| H22 | 28.0 | 83.2 | 111.2 |
| H23 | 26.1 | 81.5 | 107.6 |
| H24 | 23.1 | 82.8 | 105.9 |
| H25 | 22.4 | 81.7 | 104.1 |
| H26 | 20.7 | 81.8 | 102.5 |
| H27 | 16.7 | 77.1 | 93.8 |
| H28 | 15.0 | 76.2 | 91.2 |
| H29 | 13.7 | 75.5 | 89.2 |
| H30 | 12.5 | 74.4 | 86.9 |
| H31 | 11.6 | 73.5 | 85.1 |
| H32 | 10.9 | 72.7 | 83.6 |
| H33 | 10.3 | 71.1 | 81.4 |
| H34 | 9.9 | 69.8 | 79.7 |
| H35 | 9.6 | 68.9 | 78.5 |
| H36 | 9.3 | 68.1 | 77.4 |
| H37 | 9.0 | 67.4 | 76.4 |

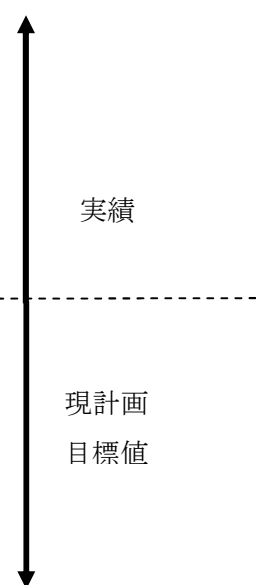
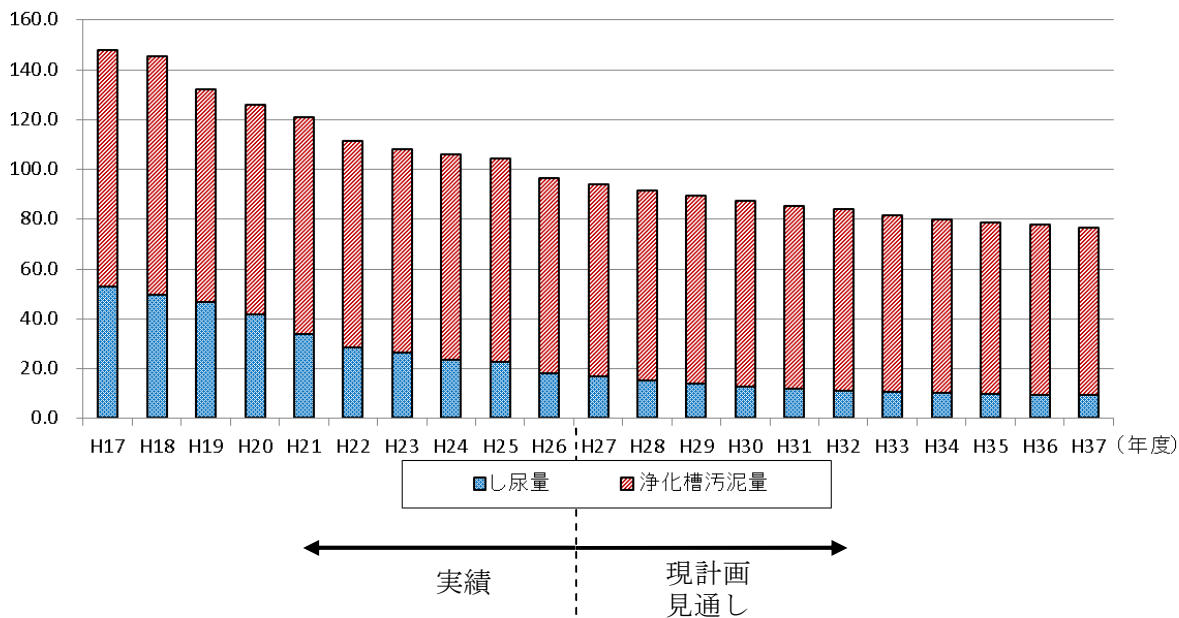


図4 し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

排出量 (kℓ/日)



市民・事業者アンケート調査結果

1 調査目的

ごみの減量やリサイクル，生活排水等に関する市民・事業者の意識調査を実施し，市の施策や廃棄物処理のあり方に関する市民・事業者の意見や要望等について把握するとともに，ごみ処理等に関する課題を明らかにし，一般廃棄物処理基本計画を改定していく上での基礎資料とする。

2 調査対象

(1) 市民アンケート（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）【現行計画策定時も実施】

- ① 対象地域：宇都宮市全域
- ② 対象：満20歳以上の市民 2,500人
- ③ 抽出方法：住民基本台帳に基づき市民の中から無作為抽出
- ④ 方法：郵送によるアンケート調査

(2) 事業者アンケート（ごみ処理基本計画）【今回初めて実施】

- ① 対象地域：宇都宮市全域
- ② 対象：市内事業者（小・中規模事業所を対象）
- ③ 調査対象数：500事業所
- ④ 抽出方法：タウンページ，ホームページ等から，業種別に調査対象候補をリスト化し，その中から無作為抽出

3 調査概要

(1) 市民アンケート（ごみ処理，生活排水処理関連）

- ・調査項目は，前回調査（平成22年度）からの経年変化を把握する目的もあることから，基本的に前回実施の設問をベースとして加除修正を行った。
- ・現状の3R行動の取組状況や，施策の認知度を把握するとともに，将来の3R行動の実施意向を把握できる設問を設定した。
- ・生活排水の未処理世帯の実態と市民意識及び接続や転換に向けての課題を把握する設問を設定した。

(2) 事業者アンケート（ごみ処理関連）

- ・大規模事業所の状況（排出量や減量化・資源化の取組み）については，「一般廃棄物減量等計画書」により確認できることから，これらの状況を把握できない中小事業所を対象として対象事業者の抽出を行った。
- ・事業者のごみ処理に対する取組状況について，全体的に満遍なく調査することを目的とした設問とし，対象業種については，特定の業種をターゲットとするのではなく，全般的な業種から抽出を行った。
- ・市民アンケートの設問と整合をとり，3Rの取組み，市の施策の認知度に区分した設問とした。

4 調査期間

平成27年7月17日（金）～7月31日（金）

5 回収結果

(1) 市民アンケート

1,125件（回収率45.1%）

(2) 事業者アンケート

195件（回収率39.0%）

市民アンケート集計結果（抜粋）

3R行動の取組状況

| | 普段の取組 | 協力度 |
|----|----------------------------|--------|
| 1 | ごみの分別を徹底 | 89.33% |
| 2 | 生ごみの水切りを実施 | 86.49% |
| 3 | 必要なもの以外は買わない | 85.07% |
| 4 | 詰め替え製品を積極的に購入 | 82.04% |
| 5 | 調理くずや食べ残しをなるべく出さない | 81.16% |
| 6 | 故障した場合、修繕して長く使用 | 79.64% |
| 7 | レジ袋を断る | 72.71% |
| 8 | 資源物集団回収を利用 | 70.04% |
| 9 | 無駄なものを買わない | 65.78% |
| 10 | ごみになりにくいもの、リサイクルしやすいものを購入 | 60.36% |
| 11 | リサイクル製品を購入 | 58.67% |
| 12 | 資源物の店頭回収、古紙回収を利用 | 55.02% |
| 13 | フリーマーケットなどでリサイクル(リユース)に努める | 32.27% |
| 14 | 割り箸を使わない | 25.87% |
| 15 | 生ごみ処理機やコンポストを利用 | 17.60% |

ごみの関心事項

| | 事項 | 関心度 |
|----|---------------------|--------|
| 1 | ごみの分別 | 76.03% |
| 2 | ごみの出し方(収集方法や収集回数) | 48.33% |
| 3 | リサイクルの仕組み | 21.51% |
| 4 | ごみや資源物量の状況 | 16.70% |
| 5 | 生ごみの資源化 | 16.21% |
| 6 | 資源ごみの持ち去り行為 | 16.11% |
| 7 | ごみ収集・処理に関する費用 | 13.06% |
| 8 | 最終処分場の状況 | 12.38% |
| 9 | 使用済小型家電製品のリサイクル | 10.12% |
| 10 | ごみ処理に伴う環境への影響等 | 9.72% |
| 11 | 中間処理施設の状況 | 8.94% |
| 12 | フリーマーケットやリサイクルショップ | 7.76% |
| 13 | 剪定枝の資源化 | 5.50% |
| 14 | 廃食用油のリサイクル | 4.72% |
| 15 | 環境にやさしい商品を取り扱っている店舗 | 4.22% |
| 16 | 集団回収 | 3.93% |
| 17 | ごみ問題に取り組んでいる団体など | 1.38% |

施策・事業の認知度

| | 施策・事業 | 認知度 |
|---|-------------------------|--------|
| 1 | 資源物集団回収 | 80.44% |
| 2 | コンポスト容器、電動式生ごみ処理機購入補助制度 | 64.34% |
| 3 | 廃食用油、小型家電、インクカートリッジ回収 | 49.96% |
| 4 | リサイクル推進員制度 | 33.42% |
| 5 | エコショップ等認定制度 | 18.93% |

3R推進のために取組むべきと思われる事項

| | 事項 | 関心度 |
|---|----------------|--------|
| 1 | ごみ分別徹底の普及啓発の充実 | 63.11% |
| 2 | 不用品の再生利用の推進 | 39.20% |
| 3 | 生ごみの分別収集 | 25.78% |
| 4 | 紙製容器包装の分別収集 | 20.36% |
| 5 | 剪定枝の分別収集 | 17.07% |
| 6 | 家庭ごみの有料化 | 11.82% |
| 7 | 行う必要がない | 2.93% |

資源物の分別協力度

| | 品目 | 協力度 |
|----|--------------|--------|
| 1 | びん・缶類 | 95.57% |
| 2 | ダンボール | 93.67% |
| 3 | ペットボトル | 93.05% |
| 4 | 雑誌 | 86.89% |
| 5 | 新聞 | 88.13% |
| 6 | プラスチック製容器包装 | 77.20% |
| 7 | その他紙類 | 73.64% |
| 8 | 布類 | 71.94% |
| 9 | 紙パック | 67.35% |
| 10 | 使用済小型家電 | 69.24% |
| 11 | 白色トレイ | 62.29% |
| 12 | 使用済インクカートリッジ | 47.00% |
| 13 | 廃食用油 | 38.28% |

ごみに関する情報収集手段

| | 情報収集方法 | 活用度 |
|----|--------------------|--------|
| 1 | 市広報紙 | 67.64% |
| 2 | ごみ分別・出し方パンフレット | 60.09% |
| 3 | 自治会回覧板 | 57.69% |
| 4 | 地域の人や自治会 | 18.31% |
| 5 | 市ホームページ | 14.22% |
| 6 | 家族・知人・友人 | 10.49% |
| 7 | テレビ・ラジオ・新聞・インターネット | 10.40% |
| 8 | リサイクル推進員 | 5.33% |
| 9 | 市のイベント・キャンペーン | 3.20% |
| 10 | 職場・学校 | 2.58% |
| 11 | 雑誌・書籍 | 2.22% |
| 12 | 環境学習センター | 0.71% |

生活排水の処理方法

| | 方法 | 割合 |
|---|--------------|--------|
| 1 | 公共下水道で処理 | 78.50% |
| 2 | 合併処理浄化槽で処理 | 5.30% |
| 3 | 単独処理浄化槽で処理 | 5.10% |
| 4 | 汲み取りトイレで処理 | 2.00% |
| 5 | 地域で一か所に集めて処理 | 0.50% |
| 6 | わからない | 2.80% |
| 7 | 無回答 | 5.80% |

生活排水の処理の必要性

| | 必要性について | 割合 |
|---|----------|--------|
| 1 | 必要だと思う | 71.70% |
| 2 | 必要だと思わない | 1.80% |
| 3 | その他 | 1.00% |
| 4 | 無回答 | 25.50% |

生活排水の適正処理への課題

| | 課題 | 割合 |
|---|-----------|--------|
| 1 | 経済的な問題 | 30.00% |
| 2 | 時期の問題 | 8.70% |
| 3 | 場所の問題 | 3.80% |
| 4 | 放流先の問題 | 10.00% |
| 5 | 今のままで困らない | 23.70% |
| 6 | その他 | 20.00% |
| 7 | 無回答 | 3.80% |

事業者アンケート集計結果（抜粋）

事業ごみの排出状況

| 排出方法 | 生ごみ | OA・コピー用紙 | ダンボール | その他紙類 | びん | 缶 | ペットボトル | プラスチック包装 |
|--------------------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 1 許可業者にごみとして排出 | 40.00% | 42.05% | 38.46% | 36.92% | 32.31% | 34.36% | 32.82% | 37.95% |
| 2 発生しない | 12.82% | 5.64% | 3.08% | 4.10% | 12.82% | 9.23% | 10.26% | 9.74% |
| 3 ごみステーションに排出 | 9.74% | 8.21% | 9.23% | 12.31% | 11.79% | 11.79% | 12.31% | 11.28% |
| 4 リサイクル業者に料金を払って処理 | 8.72% | 13.33% | 13.33% | 13.33% | 11.28% | 11.79% | 12.31% | 13.85% |
| 5 自社で処理施設に搬入 | 7.69% | 6.67% | 4.10% | 5.13% | 5.13% | 5.13% | 4.10% | 6.15% |
| 6 納入業者や販売業者が引取り | 3.08% | 3.08% | 3.59% | 3.59% | 7.69% | 8.21% | 10.26% | 3.59% |
| 7 自社でリサイクル | 1.54% | 0.51% | 2.05% | 1.54% | 0.00% | 0.51% | 1.03% | 1.03% |
| 8 リサイクル業者に売却 | 0.51% | 5.64% | 12.82% | 5.13% | 1.03% | 3.08% | 2.05% | 0.51% |
| 9 わからない | 0.51% | 0.51% | 0.51% | 1.03% | 1.03% | 1.03% | 1.54% | 0.51% |
| 10 無回答 | 15.38% | 14.36% | 12.82% | 16.92% | 16.92% | 14.87% | 13.33% | 15.38% |

ごみの減量やリサイクルの取組における問題点

| 問題 | 割合 |
|------------------------|--------|
| 1 分別にさかれる手間や労力が大きい | 30.77% |
| 2 収集や処理に要する費用が大きい | 18.97% |
| 3 機密書類が多くリサイクルが難しい | 13.85% |
| 4 資源物を保管しておく場所がない | 11.79% |
| 5 減量やリサイクルの方法がわからない | 4.62% |
| 6 リサイクルを行う処理業者がわからない | 4.62% |
| 7 一般廃棄物と産業廃棄物の違いがわからない | 3.59% |

ごみやリサイクルに関する情報収集方法

| 情報収集方法 | 活用度 |
|----------------------|--------|
| 1 収集運搬業者やリサイクル業者から | 46.67% |
| 2 市広報紙 | 41.03% |
| 3 市ホームページ | 27.18% |
| 4 事業者のためのごみ適正処理マニュアル | 24.10% |
| 5 同業者や業界、加盟団体などから | 22.05% |
| 6 テレビ・ラジオ・新聞・インターネット | 18.97% |
| 7 市に直接聞く | 8.21% |
| 8 情報を得る手段がない | 2.56% |

ごみ減量化推進のために必要と思うこと

| 事項 | 関心度 |
|--------------------------------|--------|
| 1 業種別の減量方法を示したマニュアルの配布 | 40.51% |
| 2 ごみ減量を行った事業者の処理料金が安価になる仕組みづくり | 31.28% |
| 3 収集許可業者による資源ごみ分別収集の拡充 | 23.08% |
| 4 リサイクル拠点（集積所）の整備 | 21.54% |
| 5 先進的取組み事業所の紹介 | 20.51% |
| 6 特に指導が無くとも推進できる | 16.92% |
| 7 古紙回収業者等の紹介窓口の充実 | 15.90% |
| 8 個々の事業者特性に合わせた相談員の派遣 | 12.82% |
| 9 有機性ごみに対するリサイクル事業の拡充 | 10.77% |
| 10 オフィス町内会のような連携組織の育成 | 8.21% |
| 11 業種間で情報交換ができる場の設置 | 4.62% |
| 12 重点モデル地区を指定した、試行的取組の実施 | 4.62% |
| 13 排出事業者に対する指導強化 | 2.05% |

宇都宮市市民アンケート調査

平成 27 年 8 月

宇都宮市

(10) 町内の清掃活動などの美化活動・環境保全活動に参加していますか。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 積極的に参加している | 2. たまに参加している |
| 3. 機会があれば参加したい | 4. 参加していない |

あなたのごみ減量化・資源化への取り組みについておうかがいします

(1) ごみ問題に対する関心度について、次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 非常に関心がある | 2. 少し関心がある |
| 3. あまり関心がない | 4. 全く関心がない |

(2) (1)で「1.非常に関心がある」あるいは「2.少し関心がある」を選んだ方にお聞きします。どのようなことに関心がありますか。次から選んで最大3つまで○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. ごみの分別 | 2. ごみの出し方（収集方法や収集回数） |
| 3. ごみや資源物量の状況 | 4. ごみの収集・処理に関する費用 |
| 5. リサイクルの仕組み | 6. ごみ処理に伴う環境影響やエネルギー消費 |
| 7. 処理施設の状況 | 8. 最終処分場（埋立地）の状況 |
| 9. 生ごみの資源化 | 10. 剪定した枝葉の資源化 |
| 11. 廃食用油のリサイクル | 12. 使用済み小型家電製品のリサイクル |
| 13. 集団回収 | 14. フリーマーケットやリサイクルショップ |
| 15. 資源ごみの持ち去り行為 | 16. ごみ問題に取り組んでいる団体など |
| 17. 環境にやさしい商品を取り扱っている店舗 | |
| 18. その他（ _____ ） | |

(3) 皆さんにお聞きします。ごみに関する情報をどこから得ていますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. リサイクル推進員 | 2. 市の広報紙 |
| 3. 市のホームページ | 4. ごみ分別・出し方パンフレット |
| 5. 市のイベント・キャンペーン | 6. 環境学習センター（環境未来館） |
| 7. 自治会の回覧板 | 8. テレビ・ラジオ・新聞・インターネット |
| 9. 雑誌・書籍 | 10. 家族・友人・知人 |
| 11. 職場・学校 | 12. 地域の人や自治会 |
| 13. その他（ _____ ） | |

(4) 皆さんにお聞きします。あなたの利用しているごみステーションではルールが守られていますか。次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 守られている | 2. だいたい守られている |
| 3. あまり守られていない | 4. まったく守られていない |

(5) (4)で、「3. あまり守られていない」あるいは「4. まったく守られていない」を選んだ方にお聞きします。どのような状況でしょうか。該当するものすべてに○をつけてください。

1. 収集日を守らないでごみが出されている
2. 夜間にごみが出されている
3. 透明・半透明以外の袋でごみが出されている
4. 分別が守られていない（焼却ごみに資源物が入っているなど）
5. ペットボトルやビン・缶・プラスチック容器の汚れが落とされていない
6. お店や事務所のごみがステーションに出されている
7. 地域以外の方がごみを出していく
8. その他（ _____ ）

(6) 皆さんにお聞きします。現在、ごみステーションに出されたルール違反のごみは、収集時に違反シールを貼付することで対応していますが、今後どのように対応すべきと考えますか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 現在のままでよい
2. 管理は地域で代表者が行う
3. 管理は地域で協力し、順番に管理する
4. 袋を記名式にして、分別がされていないものは当人へ指導を行う
5. その他（ _____ ）

(7) 今後のごみの収集方法について、どのような方法が良いと思いますか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 現在のまま（ステーション収集）でよい
2. 各家の玄関先や門の前などに排出したごみを収集する戸別収集が良い
3. わからない
4. その他（ _____ ）

(8) (7)で、「2. 各家の玄関先や門の前などに排出したごみを収集する戸別収集が良い」を選んだ方にお聞きします。戸別収集を行うと経費が増加します。この経費の負担方法についてどのように考えますか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 個人負担（ごみ処理手数料）が発生しても戸別収集を実施すべき
2. 経費の増加分は全て税金で負担して戸別収集を実施すべき
3. 収集回数を減らすなど、経費の発生を抑えて戸別収集を実施すべき
4. ごみ収集に係る経費が増加するのであれば、戸別収集を行わない方が良い
5. わからない
6. その他（ _____ ）

(9) あなたが（またはご家庭で）日ごろ行っているごみ減量・リサイクルの取り組みについておうかがいします。次の取り組みを現在、行っていますか。今後は行いますか。現在と今後、それぞれの該当する番号に1つ選んで○をつけてください。

| 現在・今後の取り組み状況 ごみ減量・リサイクルの取り組み | 現在 | | | 今後 | |
|-----------------------------------------|--------------|-------------|--------|-------------------|------|
| | いつも 行っている | 時々 行っている | 行っていない | 行っ たい・ 行わない | 行わない |
| 1. 必要なもの以外は買わない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 2. マイバッグを持参し、レジ袋を断る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 3. マイ箸を持参し、割り箸を使わない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 4. 生ごみの水切りを行う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 5. 調理くずや食べ残しをなるべく出さない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6. ごみになりにくいもの、リサイクルしやすいものを買う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 7. ばら売りや量り売りを利用し、無駄になるものを買わない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 8. 詰め替え製品を積極的に購入する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 9. リサイクル製品を積極的に購入する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 10. 故障した場合は、修繕して長く使う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 11. ごみの分別を徹底する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 12. 自治会・子ども会・育成会が実施する資源物の集団回収を利用する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 13. スーパーなどでの資源物の店頭回収や、新聞販売店等の古紙回収を利用する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 14. 不用品はフリーマーケットに出すなどして、リサイクル（リユース）に努める | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 15. 家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器を利用して生ごみを減量する | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |



(10) ごみを減らすための取り組みのうち、行えないものがある場合、その理由として、該当する番号すべてに ○ をつけてください。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. ごみを分別したり、ごみ減量に努めることが面倒 2. ごみの分別方法がわからない 3. リサイクル製品は価格が高い 4. 資源物の収集日が少なく、分別した資源物を置く場所がない 5. ごみを分別したり、ごみ減量に努める必要がないと考えている 6. ごみを減らす方法がわからない 7. すべての取り組みを行っている 8. その他 (_____) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(11) 市では、資源物などの分別収集を行っています。あなたのご家庭ではどの程度分別していますか？それぞれの資源物毎に1つ選んで○をつけてください。

| 資源物の種類 | | 分別状況 | | | |
|----------|--------------|-----------|----------|---------|--------------|
| | | いつも分別している | 時々分別している | 分別していない | 買っていない |
| ステーション収集 | 新聞 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | ダンボール | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | その他の紙類 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 雑誌 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 紙パック | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 布類 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | びん・缶類 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | ペットボトル | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 白色トレイ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | プラスチック製容器包装 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 拠点回収 | 廃食用油 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 使用済小型家電 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | 使用済ｲﾝｶｰﾄﾘｯｼﾞ | 1 | 2 | 3 | 4 |

(12) ごみ処理費用は、市全体で年間「約 53 億円」、1 人当たり「約 10,400 円」となっています。現在、この費用は税金で賄われており、ごみの量や資源物分別の協力に関係なく、全市民が費用負担していることとなりますが、どのようにお考えですか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 不公平に思う | 2. 少し不公平だと思う |
| 3. あまり不公平だと思わない | 4. まったく不公平だと思わない |

(16) スーパーやコンビニエンスストア等でレジ袋をもらっていますか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. いつももらっている | 2. 時々断ることがある |
| 3. いつも断っている | 4. その他 (_____) |

(17) レジ袋を削減するための手法として有効だと思うものを、次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. レジ袋の有料化 | 2. レジ袋を断ることへのポイントサービス |
| 3. レジ袋を断ることへの値引き | 4. レジ袋を削減する必要はない |
| 5. その他 (_____) | |

(18) 今後の循環型社会の構築に向けたリサイクルのあり方について、費用増加の面からの考え方についてどのようにお考えですか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | |
|-----------------------------|
| 1. 経費が多額になってもリサイクルを大幅に進めるべき |
| 2. 多少の経費増加であればリサイクルを進めるべき |
| 3. 経費が増加しない範囲でリサイクルを進めるべき |
| 4. リサイクル水準を下げても全体の経費を削減すべき |
| 5. その他 (_____) |

宇都宮市がごみを減らすために取り組んでいることについておうかがいします

(1) 市では「リサイクル推進員制度」を設けて、地域に密着したごみ減量化・資源化の意識啓発を進めていますが、このリサイクル推進員制度をご存知ですか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(2) 市では、ごみの減量化・資源化のために、コンポスト容器および電動式生ごみ処理機の購入に対して購入費用の一部を補助する制度を設けていますがご存知ですか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1. 知っており、利用したことがある |
| 2. 知っており、今後は利用したいと思っている |
| 3. 知っているが、利用したいとは思わない |
| 4. 知らなかったが、今後は利用したいと思う |
| 5. 知らなかったが、利用したいとは思わない |

(3) (2)で「利用したいとは思わない」を選んだ方にお聞きします。最も大きな理由は次のうちどれですか？次から1つ選んで○をつけてください。

- | | |
|------------------|------------|
| 1. 設置場所がない | 2. 購入金額が高い |
| 3. 堆肥の使い道がない | 4. においが心配 |
| 5. 維持管理が大変そう | 6. 興味がない |
| 7. その他 (_____) | |

(4) 皆さんにお聞きします。市では、自治会・子ども会・育成会が実施する資源物の集団回収を推進していますが、ご存知ですか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 知っており、利用している
2. 知っており、今後は利用したいと思っている
3. 知っているが、利用したいとは思わない
4. 知らなかったが、今後は利用したいと思う
5. 知らなかったが、利用したいとは思わない

(5) 市では、「エコショップ等認定制度」を設け、ごみの発生抑制・再使用・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗等をエコショップとして、飲食店等をエコレストランとして認定しています。この制度をご存知ですか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 知っており、それらの店舗やレストランを積極的に利用している
2. 知っており、今後はそれらの店舗やレストランを利用したいと思っている
3. 知っているが、認定を受けているからという理由で利用したいとは思わない
4. 知らなかったが、今後はそれらの店舗やレストランを利用したいと思う
5. 知らなかったが、認定を受けているからという理由で利用したいとは思わない

(6) 市では、家庭で不要となったてんぷら油や小型家電製品、及びインクカートリッジを回収し、資源化を推進していますが、ご存知ですか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 知っており、資源化に協力している
2. 知っており、今後は資源化に協力したいと思っている
3. 知っているが、協力したいとは思わない
4. 知らなかったが、今後は資源化に協力したいと思う
5. 知らなかったが、協力したいとは思わない

生活排水（台所、風呂、トイレなどの排水）についておうかがいします

(1) 現在、あなたの家庭ではし尿などをどのように処理していますか？次から 1 つ選んで○をつけてください。

1. 公共下水道で処理している
2. 合併処理浄化槽*で処理している ※見分け方としてふたの数が3つ以上
3. 単独処理浄化槽*で処理している ※見分け方としてふたの数が1つあるいは2つ
4. 汲み取りトイレで処理している
5. 地域の排水を一箇所に集めて処理している（地域下水処理・農業集落排水処理）
6. わからない

(2) 単独処理浄化槽や汲み取りの場合、生活雑排水（台所や風呂の排水）はそのまま流されてしまいます。すべてを処理するのが、下水道や合併処理浄化槽です。良好な水環境を保全する役割がある下水道や合併処理浄化槽は必要だと思いますか？次から 1 つ選んで○をつけてください。

1. 必要だと思う
2. 必要だとは思わない
3. その他（ _____ ）

(3) (1)で、「3. 単独処理浄化槽で処理している」あるいは「4. 汲み取りトイレで処理している」を選んだ方にお聞きします。下水道への接続や、合併処理浄化槽への転換を行わない主な理由は何ですか？次から 1 つ選んで○をつけてください。なお、下水道が整備されている区域の方は下水道への接続について、下水道が整備されていない区域の方は合併処理浄化槽への転換についてお答えください。

1. 金銭的な問題があり、転換（接続）は困難
2. 住宅の建て替え予定があり、その際に転換（接続）する
3. 合併処理浄化槽を設置する場所がない
4. 浄化槽からの排水を放流するための適切な放流先がない
5. 今のままで困らない
6. その他（ _____ ）

宇都宮市事業所アンケート調査

平成 27 年 8 月

宇都宮市

貴事業所のことについておうかがいします

あてはまるものの番号に ○ をつけ、その他の場合などは必要事項をご記入ください。なお、事業所の形態、所在地以下、従業員数、外来者数などは、このアンケート調査票が届いた事業所のことについてご記入ください。

(1) 業種はどれにあてはまりますか？

- | | | |
|------------------|-------------------|------------|
| 1. 農林漁業 | 2. 建設業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5. 運輸業・通信業 | 6. 卸売業・小売業 |
| 7. 宿泊業・飲食サービス業 | 8. 金融・保険業 | 9. 不動産業 |
| 10. 医療・福祉 | 11. 教育・学習支援業 | 12. サービス業 |
| 13. 行政機関 | 14. その他 (_____) | |

(2) 事業所はどのような形態ですか？

- | | | |
|--------------|-------------------|--------------|
| 1. 事務所・営業所 | 2. 工場・作業所 | 3. 倉庫・配送センター |
| 4. デパート・スーパー | 5. コンビニエンスストア | 6. 物品量販店 |
| 7. 物販店舗 | 8. ホテル・旅館 | 9. 飲食店 |
| 10. 美容院・理容院 | 11. 学校, 幼稚園, 保育所 | 12. 病院・医療機関 |
| 13. 福祉施設 | 14. その他 (_____) | |

(3) 所在地はどこですか？

- | | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------------|-------|
| 1. 篠井 | 2. 富屋 | 3. 城山 | 4. 国本 | 5. 宝木 | 6. 豊郷 |
| 7. 清原 | 8. 平石 | 9. 瑞穂野 | 10. 姿川 | 11. 陽南 | |
| 12. 横川 | 13. 雀宮 | 14. 河内 | 15. 上河内 | 16. その他(市中心部) | |

(4) 貴事業所は、経営者や従業員の住居と兼用されていますか？

- | | |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

(5) 住居と兼用されている方にお聞きします。事業所のごみと家庭のごみを分けていますか？

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 分けて排出している | 2. 分けずに一緒に排出している |
|--------------|------------------|

(6) 従業員数は何人ですか？アルバイト等も含めて回答ください。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 1～3人 | 2. 4～9人 | 3. 10～29人 |
| 4. 30～99人 | 5. 100～299人 | 4. 300人以上 |

(7) 1日の外来者数*は平均何人くらいですか？

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. ほとんどいない | 2. 1～9人 | 3. 10～29人 |
| 4. 30～99人 | 5. 100～299人 | 4. 300人以上 |

*買い物客や出入り業者など、事業所を訪れる人の数

(8) 事業所の床面積はどれくらいですか？

- | | | |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 1. 40m ² 未満 | 2. 40~99m ² | 3. 100~299m ² |
| 4. 300~999m ² | 5. 1,000~2,999m ² | 4. 3,000m ² 以上 |

ごみの発生量や処理方法・処理費用についておうかがいします

(1) 1 週間でどれくらいのごみが発生しますか？おおまかで結構ですので、袋の数あるいは重量のいずれかでお答えください。

【袋の場合】45ℓの袋でいくつくらいでしょうか。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 1. ほとんど出ない | 2. 1~3袋 | 3. 4~10袋 |
| 4. 11~20袋 | 5. 21~35袋 | 4. 36袋以上 |

【重量の場合】何 kg くらいでしょうか。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1. ほとんど出ない | 2. 1~10kg | 3. 10~50kg |
| 4. 50~100kg | 5. 100~150kg | 4. 150kg 以上 |

(2) (1)のごみの内訳についてお聞きします。主にこういったものを排出していますか？それぞれのごみの種類について、該当するものを選んでください。

| 種類 | 割合 | ほぼ全部 | 大部分 (7~9割) | 半分くらい (3~7割) | 少し (1~3割) | ほとんど発生しない |
|----|-------------------|------|---------------|-----------------|--------------|-----------|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ア | 生ごみ・厨芥類 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| イ | 剪定枝・草葉 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ウ | OA用紙・コピー用紙 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| エ | 段ボール | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| オ | その他の紙類 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| カ | 可燃ごみ (ア~オ以外) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| キ | びん | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ク | かん | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ケ | ペットボトル | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| コ | 容器包装プラスチック | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| サ | その他のごみ (ア~コ以外) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(3) 現在、ごみ処理やリサイクルに支払っている金額は、1ヶ月に概ねいくらくらいになりますか？おおまかな額で結構ですので、お答えください。

1ヶ月で_____円くらい

(4) 発生するごみは、どのように排出、あるいは処理していますか？それぞれ、該当する方法を選んで○をつけてください。

| 排出・処理方法 | | 発生しない | 自社で市の処理施設へ 搬入している | ごみステーションへ 出している | 許可業者にごみとして 出している | 自社でリサイクル している | リサイクル業者に 売却している | リサイクル業者に料金を 払い、処理を依頼している | 納入業者や販売業者が 引き取っている | わからない |
|---------|-------------------|-------|----------------------|--------------------|---------------------|------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------|-------|
| ごみの種類 | | | | | | | | | | |
| ア | 生ごみ・厨芥類 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| イ | 剪定枝・草葉 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| ウ | OA用紙・コピー用紙 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| エ | 段ボール | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| オ | その他の紙類 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| カ | 可燃ごみ (ア～オ以外) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| キ | びん | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| ク | かん | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| ケ | ペットボトル | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| コ | 容器包装プラスチック | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| サ | その他のごみ (ア～コ以外) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

下記の(5), (6), (7)については、食品を扱われている事業所の方におうかがい
します

(5) 貴事業所では、現在、調理くず、加工くず、売れ残り、食べ残し等の食品廃棄物が発生
していますか？（社員（学生）食堂等も含みます。）

1. 発生している

2. (ほとんど) 発生していない

(6) (5)で「1.発生している」を選んだ方にお聞きします。主にどのような工程から食品
廃棄物が発生していますか？該当する番号すべてに ○ をつけてください。

1. 調理くず

2. 加工くず（生産工程から生じる）

3. 売れ残り

4. 食べ残し

5. 返品

6. その他（ _____ ）

(7) (5)で「1.発生している」を選んだ方にお聞きします。食品廃棄物は主としてどんな
状態で排出されていますか？該当する番号すべてに ○ をつけてください。

1. 生ごみのみで

2. 焼却ごみと混合して

3. トレイ・パック包装、プラスチック袋等でパッケージングされたまま

4. パッケージを外して分別して

5. その他（ _____ ）

(2) ごみやリサイクルに関する情報は、どこから得られていますか？該当する番号すべてに ○ をつけてください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 広報紙 | 2. 事業者のためのごみ適正処理マニュアル |
| 3. 市のホームページ | 4. 市に直接聞く |
| 5. 同業者や業界、加盟団体などから | |
| 6. 収集運搬許可業者やリサイクル業者から | |
| 7. 新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどから | |
| 8. 情報を得る手段がない | |
| 9. その他 (_____) | |

(3) 貴事業所における、ごみの減量の取り組みについて、現在どのような取り組みをおこなっていますか？該当する番号すべてに ○ をつけてください。

- | |
|-----------------------------------------|
| 1. ごみ減量マニュアルを作成、配布 |
| 2. ごみの減量に取り組む専門部署や管理責任者を設置 |
| 3. ごみの減量に取り組むため、社員による検討委員会等を設置 |
| 4. ごみの減量に取り組むため、排出したごみや資源化物を社員自ら計量する |
| 5. 資源の分別やコピー用紙使用量の抑制等のポスターや注意書きを社内に掲示する |
| 6. 社員の集まる会議の場等で、ごみの減量を呼びかけ |
| 7. 社員の机やフロアに古紙回収箱を設置 |
| 8. 周辺の事業所と共同して古紙をリサイクル（古紙共同回収事業を実施） |
| 9. 納入業者に包装の簡素化や通い箱の使用を依頼 |
| 10. 社員が休息時に飲んだ飲料水の空き缶・びん等の分別回収箱を設置 |
| 11. 自動販売機の回収箱で回収した空き容器を納入業者に返却 |
| 12. 調理くず等食品廃棄物を分別して、魚あら回収業者、堆肥化業者に引き渡し |
| 13. 自社内に堆肥化装置等を設置 |
| 14. その他 (_____) |
| 15. 現在は、特に取り組みはしていない |

(4) ごみの減量やリサイクルに取り組むうえで問題になっている事項がありますか？該当する番号すべてに ○ をつけてください。

- | |
|-------------------------|
| 1. 分別などにさかれる手間や労力が大きい |
| 2. 収集や処理に要する費用が大きい |
| 3. 一般廃棄物と産業廃棄物の違いがわからない |
| 4. 減量やリサイクルの方法がわからない |
| 5. リサイクルを行う処理業者がわからない |
| 6. 資源物を保管しておく場所がない |
| 7. 機密書類が多く、リサイクルが難しい |
| 8. その他 (_____) |

(5) 現在のごみを見て、まだごみを減らすことができると感じますか？次から1つ選んで○をつけてください。

1. 減量できる

2. 減量はできない

3. わからない

(6) さらにどの程度のごみを減らすことができるとお考えですか？発生抑制を行う場合と、リサイクルする場合のそれぞれについて、おおまかな量で結構ですので、お答えください。

- ごみの発生抑制を行う場合 : _____ %程度
- ごみのリサイクルを行う場合 : _____ %程度

(7) ごみの減量を進めるために何が必要と思いますか？次から選んで最大3つまで○をつけてください。

(宇都宮市での指導強化)

1. 業種別の減量方法を示したマニュアルの配布
2. 古紙回収業者等の紹介窓口の充実
3. 個々の事業所の特性に合わせた減量相談員の派遣
4. 先進的取り組み事業所の紹介
5. 排出事業所に対する減量指導の強化、抜き取り検査等監視体制の強化
6. 特に指導がなくても、ごみの減量を進めることができる

(リサイクル推進のための仕組みづくり等)

7. 同業種・異業種間で、情報交換や取り組みの意見交換ができる懇話会などの設置
8. 近隣の事業所同士が共同で資源回収を行う、オフィス町内会のような連携組織の育成
9. 事業者が自社で古紙等の持ち込みができるリサイクル拠点（集積所）の整備
10. 重点モデル地区を指定し、事業所の古紙回収の試行的な取り組みの実施
11. 事業系ごみを収集している許可業者による、資源ごみの分別収集の拡充
12. 食品廃棄物や剪定枝の堆肥化やメタン発酵機等による有機性ごみに対するリサイクル事業の拡充
13. ごみの減量やリサイクルの取り組み、ごみを減量した事業所のごみ処理料金が安価になる仕組みづくり
14. その他 (_____)